



Title	ドイツワイマール期に関する教員研究の展開
Author(s)	榊原, 禎宏
Citation	大阪大学人間科学部紀要. 1991, 17, p. 249-289
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/5483
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ドイツワイマール期に関する教員研究の展開

榑原禎宏

ドイツワイマール期に関する教員研究の展開

I 問題の所在

1945年以前および連合軍占領下のドイツ、さらに戦後ドイツにおいて、教員に関する研究は、数多く挙げることができる。たとえば、Ichenhausenにおけるバイエルン学校博物館から1987年に刊行された文献目録、『歴史の変化の中の教育、形成、学校』(Erziehung, Bildung, Schule im Wandel der Geschichte)¹⁾には、一般的・概括的記述としての「教員と教員養成」の項目に該当する文献として、1812年から1985年までに刊行された、227の研究書が記載されている。

教員を分析の対象とする研究の進捗は、「近代公教育」の成立と展開に対する関心の高まりが、その基本的前提となっている。近代国家による公教育への組織化過程の初期に、教員という社会的存在の成立は位置づけられるのである。日本においても、1872年8月の「学制」に先立つ同年5月には東京師範学校が開設され、教員養成は開始されている。このように教育の「公教育」への展開と同様に、教師の「教員」への展開、つまり「教師」の公教育に裏付けられた教員への包摂過程を理解することができる。

したがって、教員存在の基本的性格については、公教育のそれとのアナロジーで考えることができるが、他方、教員はその実践的性格から、政治的・経済的意味を重く付与される「制度の論理」には必ずしも包含されえない、「教育の論理」に従う存在でもある。たとえば、公教育としての課題が政策的・行政的に示されるにもかかわらず、これが「教員」-「生徒」関係としての教授-学習過程のレベルにまで必ずしも貫徹されない一因は、教員が教育理念を持った一個人たる性格を脱していない点にある。確かに、この「逸脱」は、一面として教員自身の思想信条やその他の個人的諸特性によるもの、あるいは多様な児童・生徒と対応することによって不可避的に生じるものである。しかしながら、別の側面としては、歴史的・社会的に形成されてきた教員という職業イメージが、個々の教員にそれなりに共有されることによって、ある程度の幅を持ちながら、彼らが教員像を主体化していることに基づいている。

すなわち、教員は公教育としての具体的諸課題を遂行する存在であると同時に、特殊・個人的な「教師」との重複部分を少なからず有する存在であること、しかも「個人的」要素は、教員という職業的立場から切り離されたところに必ずしも相当するのではなく、彼ら自らが

規範化している「教師像」に依拠するものでもあるということである。

それゆえ、「公教育における教員」は、政治的・経済的文脈と同時に、これらのカテゴリーに直接には含まれない、非制度的な文脈でも捉えることが重要となる。こうした教員の把握方法は、教員を全くの外在的存在としてだけではなく、教育主体としても理解すること、すなわち教員存在の社会的非規定性だけでなく、社会に対する規定的性格の可能性をも提起するものといえよう。

本稿は、以上のような教員把握の方法を巡る問題の整理²⁾を基本的関心として、教員が具体的にいかに描かれてきたかをワイマール期ドイツを事例として明らかにすることを意図している。

さて、ワイマール期（ドイツ共和国〈1918年—1933年〉期）ドイツは、その世界史的位置のユニークさから、多くの注目を集めてきた。それは、まず、第一次世界大戦直後に、社会主義国ソビエト連邦を除き、先駆的に、基本的人権としての社会権の規定を「ワイマール憲法」の条項に有したこと。そして、第二には、これにもかかわらず、共和国成立後わずか15年で、全体主義政党が政権を獲得し、以後、国内での弾圧と統制、国外での侵略を進め、最後には反ファシズムで共同した連合国側に敗北するに至ったことである。そのダイナミックな展開の評価については、ワイマール体制の脆弱さと関わって、ワイマール体制自身がナチズムを準備したのではないかという説を含め、常に論争テーマとなっている。

同共和国での公教育を検討する立場は一様ではないが、そこには、この時期を「ワイマール体制」、旧西ドイツを「ボン体制」とモデル化して捉え、両体制を比較することによって、西ドイツの公教育を展望するという問題意識に支えられた研究が見られる。³⁾そして、公教育における教員とは、ときどきの教育改革のなかでの鍵的役割（Schlüsselrolle）、あるいは核的問題（Kernfrage）としての位置を与えられている。⁴⁾しかも、それはただ研究者の問題関心ということに留まらず、旧西ドイツの場合、実際の教育政策、教育行政上の課題にも連なってた点で特徴的である。

このことは、たとえば、1970年のドイツ教育審議会（Deutscher Bildungsrat）による教員養成に関する勧告が、19世紀半ば以来、連綿として引き継がれてきた「教職の統一」や「学術的教員養成」、あるいは「学問の自由」、「総合大学での養成」といった理念を鍵概念とし、これらの改革が教育改革の要と捉えられていたこと。⁵⁾そして、現実には、これらのうち「総合大学での養成」がほとんどの州で実現された一方、「教職の統一」の規定は、プラーメン、ハンブルク、ノルトライン・ヴェストファーレン、ベルリンの4州で実施されたものの、他の7州では未だ実現せず、あるいは同規定を導入後に廃止という事態に示されている。⁶⁾これらの状況は、統一学校の理念や総合制学校（Gesamtschule）、ギムナジウム上級段階（Gymnasium Oberstufe）を含む中等教育の分岐と統合、教育大学の総合大学への統合、教

員養成を巡る「理論」－「実践」問題（das Theorie-Praxis-Problem）などにも連なって、学校制度全体に関わる諸勢力の態度の相違の所産としてもたらされている。

それは、ドイツ社会民主党（SPD）とキリスト教民主同盟・社会同盟（CDU/CSU）の諸政党に代表される、州ごとに異なった政治的力学の結果とも見ることができるが、こうした問題状況にとって、ワイマール期の「教育妥協」（Schulcompromiß）の経験は極めて示唆的である。そのような意味で、ワイマール期の教育は決して過去のことでなく、すぐれて現在につながる内容を持つものと理解することができるのである。

以上の問題意識から、本稿は「公教育における教員」存在の把握方法について深める一作業として、ワイマール期ドイツの教員に注目し、これまでの同テーマでの研究の展開をスケッチすることを通して、先行研究の整理と今後の研究課題を展望することを意図している。

II 戦後ドイツにおける研究の展開

戦後ドイツにおけるワイマール期の教員に関する研究は、以下の流れで把握することができる。

まず、旧東ドイツにおいては、1954年にホーヘンドルフ（Hohendorf, G.）によって、『ワイマール共和国初期の教育運動（Die Pädagogische Bewegung in den ersten Jahren der Weimarer Republik）』が著された。これは、ワイマール初期のドイツ教員組合（DLV）や各地の労兵評議会、教員協議会の運動に焦点をあてた研究であり、教員を中心とした教育運動から権力奪取後の政策主体への展開を明らかにした研究といえる。ホーヘンドルフによつては、続いて、「ドイツ共和国の教員連盟（Der deutsche Republikanische Lehrerbund）」（1957年）、「1918年11月革命における労働者階級の教育政策（Die Schulpolitik der Arbeiterklasse in der Novemberrevolution 1918）」（1958年）の論文が出され、政治的革命的動向と軌を一にしたと把握される教育運動の諸状況についての分析が進められている。この他、ドイツ共産党（KPD）に焦点をあてた研究のひとつとして、Wothge, Rosemarieらによる、『ワイマール共和国におけるドイツ共産党の教育学と学校政策（Zur Pädagogik und Schulpolitik der KPD in der Weimarer Republik, 1961）』がある。

同様の分析枠に基づいた研究としては、ギュンター（Günter, C. H.）らによる『教育の歴史（Geschichte der Erziehung）』（1960年）が、挙げられる。^{7）}同書は、ワイマール革命に際しての諸教員組合の態度、社会主義的な教員組織の要求と運動の他、プロレタリア児童の状態、労作教育の思想、徹底的学校改革者同盟やKPDの動向などを分析し、「根本的な改革」ないし「資本主義的限界」といった観点から、それぞれを評価するものである。

旧東ドイツでは、以後、ホーヘンドルフやケーニッヒ (König, H.), ギュンターなどによって、『モニュメンタ・ペダゴギカ (Monumenta Paedagogica, Kommission für deutsche Erziehungs- und Schulgeschichte der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin)』が刊行される。これは各巻のテーマごとに論文ないし史料から構成されているもので、長期にわたり刊行されてきたが、これらのうち、1968年に第IV巻『11月革命及び革命的な戦後危機における革命的ドイツ労働運動の教育政策と教育に関して (Beiträge zur Bildungs-politik und Pädagogik der revolutionären deutschen Arbeiterbewegung in der Zeit Novemberrevolution und der revolutionären Nachkriegskrise 1918-1923) Teil 1』および第V巻『同 Teil 2』が出され、ワイマール初期の教育政策をめぐるSPDやドイツ独立社会民主党 (USPD), あるいはKPDの主張や対立、ソ連からの影響などについて評価がなされている。また同年には、ホーヘンドルフが、「1918年11月革命と労働者階級における教育政策 (Die Novemberrevolution 1918 und die Bildungspolitik der Arbeiterklasse)」を著している。

このように、1960年代までの東ドイツにおける研究は、マルクス主義的見地から、帝制から社会主義国家への展開を目指した勢力、それへの反動あるいは裏切り・日和見といった、政治的革命的動向をベースにした教育状況の把握という方法を取った。したがって、これらの論文は、ワイマール初期に顕著な、教育運動から教育政策の主体への移行をめぐる闘争、「教育妥協」と進歩派の敗北、共和国の「未成熟」とKPDの先駆性といった論理展開を導くものであった。そこでの教員については、国民学校教員を中心としたDLVや社会主義的な教員組織の主張と運動、あるいは、ギムナジウム教員、キリスト教関係教員団体、大学関係者の動向、諸政党と彼らとの関係を示すものとして論述された。とりわけ国民学校教員とその組織は、労働者階級の先鋭的部分として捉えられ、彼らの利益と衝突する旧政権や大学あるいはギムナジウム教員との闘争を政治的視点から描く論述が専らであった。

一方、旧西ドイツでは、キッテル (Kittel, H.) による『教育大学の展開 (Die Entwicklung der Pädagogischen Hochschulen)』(1957年)が初の集成された研究である。これは、1932年にキッテルが著した「国民教師の道 (Der Weg vom Volkslehrer)」の改訂版ともいえるものである。キッテルは、まず1925年のプロイセン邦文部省の公布による、教育アカデミー (Pädagogische Akademie) 創設に至るまでの、教育アカデミーあるいは教育大学 (Pädagogische Hochschule) の理念と、これをめぐる政策的・運動的動向について論述する。ここでは、シュプランガー (Spranger, E.) の「陶冶者大学 (Bildnerhochschule)」理念や、これを具体化したと考えられるベッカー (Becker, C. H.) の教育アカデミー構想、それに批判的だったDLVの主張などが分析されている。そして次に、1926年から1932年に創設された教育アカデミーの分析として、教員養成カリキュラム、総合大学との関係、宗派性の問題、

教員の継続教育などについて、検討が行われている。

さらに、キッテルは、1965年に『1926年から1932年の教育大学 (Die Pädagogische Hochschulen 1926-1932)』を公刊する。これは、プロイセン邦における15の教育アカデミーの理念と実態に関する諸論文を、解説付きで編集したものである。ここには、シュブランガーの「教員養成に関する諸考察 (Gedanken über Lehrerbildung)」(1920年)から、当時、アルトナ (Altona) 教育アカデミーの教授であったキッテルの「国民教師の道」までの10編の論文が収められている。シュブランガー論文は、「陶冶者大学」としての教育大学構想を示したものであり、キッテル論文は、教育アカデミーについての批判的報告である。これらは、教員養成の実態の把握と同時に、教員養成理念に力点が置かれており、シュブランガーに代表される、教員の「教師性」の内実を深めようとする問題関心が見られる。

これらの他、政治的衝突の所産という視点からだけでなく、教員養成問題の分析を行った研究として、1984年にゲルノート (Gernot, P.) は自著の中で、レブレ (Reble, A.) の『ドイツにおける教員養成 (Lehrerbildung in Deutschland, 1958)』、ベックマン (Beckmann, H. K.) の『師範学校・アカデミー・大学 (Lehrerseminar-Akademie-Hochschule, 1968)』、ガイスラー (Geisler, G.) の『総合大学への教員養成の統合 (Eingliederung der Lehrerbildung in die Universität. Das Hamburger Beispiel, 1973)』を挙げている。⁹⁾

以上のような教育アカデミーに焦点を当てたキッテルらの研究と一線を画したのは、フェール (Führ, C.) による、『ワイマール共和国における学校政策 (Zur Schulpolitik der Weimarer Republik, 1970)』であった。同書は、ワイマール初期および中期の教員養成改革をめぐる諸政党の動向、ライヒ (Reich) 内閣、国民議会 (ライヒ議会)、ライヒ参議院の対応、諸邦とライヒ内閣・大蔵大臣・内務大臣との関係、諸教員組合の主張と行動、あるいはライヒと邦とのパイプ役を果たしたライヒ学校委員会やライヒ教育制度委員会などについて、議事録や回章などを渉猟して、教育改革をめぐる状況を動的、立体的に解明するものであった。これは、政治と公教育、とりわけ教員問題が分かれ難く結び付いていたことを明らかにし、当時の一連の改革の不成功ないし不十分さが、保守と革新の両政治勢力の衝突と妥協の結果によって導かれたことを示した。フェールの研究の独自性は、ライヒ学校委員会とライヒ教育制度委員会の活動を軸にして、ライヒだけでなくプロイセン邦を始めとするいくつかの邦の教員養成をめぐる論議と実態を明らかにし、ライヒと邦との関係という新たな分析軸を提示した点にあった。

フェールの研究の他に、教育政治学的な視角からの研究としては、大きく2つの内容を指摘できる。ひとつは、ライヒレベルでの議会と政党を中心にした教員政策、特に教員養成政策をめぐる動向を扱った研究であり、もうひとつは、教員組合の思想と運動に焦点を当てた研究である。

前者としては、SPDの教育政策を中心に、ライヒ学校法案をめぐる動きを整理した研究として、ヴィトヴェル(Wittwer, W. W.)による、『ワイマール共和国における社会民主主義の学校政策(Die sozialdemokratische Schulpolitik in der Weimarer Republik, Ein Beitrag zur politischen Schulgeschichte im Reich und in Preußen, 1980)』がある。同書は、東ドイツでの研究に見られる、社会民主主義への否定的評価に対する批判的な立場から、「社会民主主義による教育政策および学制改革の分野での努力の過程を把握しようとする」⁹⁾ものである。

そして、後者としては、クローエル(Cloer, E.)による『第二帝国とワイマール共和国におけるカトリック教員連盟の社会史、学校政策、教員の継続教育(Sozialgeschichte, Schulpolitik und Lehrerfortbildung der Katholischen Lehrerverbaende in Kaiserreich und in der Weimarer Republik, Beiträge zur Geschichte der Organisierten Lehrerschaft in der Weimarer Republik, 1975)』やクラウゼーヴィルマー(Krause-Vilmar, D.)編による『教員組合、共和国、ファシズム(Lehrerschaft, Republik und Faschismus, 1978)』などの研究が挙げられる。クローエルの研究は、1872年以來のドイツカトリック教員連盟の歴史を描いたもので、ワイマール期の社会民主主義、共産主義、絶対的国家主義(absolut Nationalismus)との論争、個別問題としては、統一学校、宗教教育、男女共学、教員教育などを巡る闘争が論述されている。クラウゼーヴィルマーは、ザクセン邦とテューリンゲン邦の教員組合を中心に、社会民主主義的教員労働組合(AsL)やその他左翼的教員組合、あるいは教会関係教員組合や後に国家社会主義教員同盟(NSLB)となる保守的諸教員組合のイデオロギーと行動を、彼らと共闘関係にあった諸政党との関わりを含めながら、ワイマール初期から国家社会主義ドイツ労働者党(NSDAP)による政権掌握までの時期について論じている。

その他、ワイマール期のDLVを対象とした、ベリング(Bölling, R.)による『国民学校教員と政治(Volksschullehrer und Politik, 1978)』、ワイマール初期の社会主義教員連盟やドイツ自由教員労働組合(FLGD)の成立と展開を分析した、ステール(Stöhr, W.)による『教員と労働運動(Lehrer und Arbeiterbewegung Band 1. 2, 1978)』も、当時の政治運動の大きな一翼を担った教員組合の動向を政策史との関わりで検討したものである。

このような研究はまず、政治的闘争の主要な場のひとつとして教育政策を捉え、公教育の世俗性・民主性・平等性などの基本原理に対する諸勢力の態度の相違が、統一学校制度、宗教教育、教育費無償制、教会による学校監督、私立学校、大学入学資格などの個々の政策への評価の違いとなって現れると見る。そして、ライヒレベルと邦レベルでの動向を区分し、両レベルの共通点と相違点を描く中で、各邦の特性を明らかにしようとする。この傾向は、近年においては、ヴェーバー(Weber, R.)による『ワイマール共和国におけるプロイセン邦国民学校教員養成の新規定(Die Neuordnung der preußischen Volksschullehrerbildung

in der Weimarer Republik, 1985)』のように、プロイセン邦の影響の大きさから、改めてプロイセン邦の動向をライヒとの関連で分析するという、邦レベルからライヒレベルへの分析方向が見られるようになっている。

以上に示される状況の一方で、70年代半ばには、従来の制度史ないし政策史とは異なった、社会史的アプローチが取られるようになる。この間の事情の一例として、ベリングは、1977年のハイネマン (Heinemann, M.) 編による『教員とその組織 (Der Lehrer und seine Organisation)』に収められた、テノールト (Tenorth, H.-E.) の論文「専門職と専門職化 (Professionen und Professionalisierung)」や同じくブライフォージェル (Breyvogel, W.) の「教員研究における史的唯物論の評価について (Zum Ansatz des historischen Materialismus in der Lehrerforschung)」を挙げている。¹⁰⁾ これは、職業社会学の観点からの「セミ専門職 (Semi-Profession)」としての教員把握¹¹⁾ や、「小市民」かつ「官吏」といったカテゴリーでも捉えることのできる「中間的存在」¹²⁾ としての教員への着目を指摘するものである。こうした、当為としての教員像を描くのではなく、存在としての教員を一層捉え返そうとする教員研究に対する分析姿勢は、ベリングの著作『ドイツ教員の社会史 (Sozialgeschichte der deutschen Lehrer, 1978)』においても明確である。¹³⁾

ブライフォージェルによっては、『1927年から1933年の国民学校教員の社会的状況と政治的意識 (Die soziale Lage und das politische Bewußtsein der Volksschullehrer 1927-1933, 1979)』が続いて著されている。同書は、1848年の全ドイツ教員組合の成立以来、1871年に改称し、1933年まで存続したDLVの歴史研究の一部である。そこでは、ワイマール期最後の6年間について、いくつかの教員組合の状況、教員給与法を巡る論議と運動の分析を通じて、国民学校教員の労働と生活条件の解明を試みている。また、数少ない大学教員に関する研究のひとつとして、デーリング (Döring, H.) による『ワイマールサークルーワイマール共和国における大学教員の憲法への忠誠意識の研究— (Der Weimarer Kreis, Studien zum Bewußtsein verfassungstreuer Hochschullehrer in der Weimarer Republik, 1975)』が挙げられる。

III 日本における研究の状況

以上のようなドイツでの研究の影響を受けて、わが国でも、ワイマール期の教員研究は少なからず行われている。それらは、大きく分けて2つの内容からなっているといえる。

まず第一は、ライヒレベルでの教員養成改革をめぐる諸動向と改革構想についてである。これには、諸政党や諸教員組合の教員養成に関する要求とその論理に関する分析 (佐藤史浩「ヴァイマール共和国における教員養成制度改革に関する研究」東北大学教育学部教育行政

学・学校管理・教育内容研究室編『研究収録』第8号 1977年), 教員養成に関する条項(憲法第143条第2項)をめぐる1919年の憲法草案審議の分析(中山征一「ワイマール憲法『教育条項』の成立過程の研究—ワイマールの教育妥協を中心にして—」『大阪成蹊女子短期大学紀要』第12号 1975年)が挙げられる。

また, 1920年6月の全国学校会議を中心とする教員養成論議, 具体的には, DLV関係者, シュブランガーらの主張の検討(江藤恭二・的場正美他「『全国学校会議』研究ノート(3)」『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』第30巻 1983年), あるいは総合大学での教員養成の立場からの基本構想について, 「記述的教育学」の提唱者として知られるフィッシャー(Fischer, A.)やDDP党員でザクセン邦文部大臣だったザイフェルト(Seyfert, R. H.)の論理の検討(吉岡真佐樹「アロイス・フィッシャーの教員養成論—ワイマール期教員養成制度改革論争への一考察—」『京都大学教育学部紀要』XXX 1984年, 榊原禎宏「ワイマール初期の教員養成制度改革構想—統一的養成をめぐる論争—」『大阪大学人間科学部紀要』第16巻 1990年)がある。

ライヒ憲法規定の制度化をめぐる教育政策・教育行政の動向, 及びプロイセン邦を中心とした諸邦とライヒ内閣との教員養成法提出をめぐる動向の分析(藤枝静正「ドイツにおける教員養成理念の発展—高等教育再編問題との関連において—」『国立教育研究所資料』46-6 1972年, 佐藤及び榊原の前掲論文)についても, 一定程度の解明がなされている。

そして, 第二には, ライヒレベルでの統一的教員養成改革の挫折後の, 各邦における教員養成をめぐる思想と実態についてである。シュブランガーの教育大学構想やベッカーの教育アカデミーについての理念の検討, そしてこれらを具体化したと考えられるプロイセン邦での教育大学の分析については, いくつかのアプローチが見られる。(潮木守一「ドイツ・教員養成制度の歴史的概観」『国立教育研究所紀要』第30集 1962年, 藤枝静正「西ドイツにおけるPädagogische Hochschule政策の展開」『埼玉大学紀要 教育学部(教育科学)』第20巻, 1971年, 佐藤史浩「プロイセンのPädagogische Akademieの成立過程について」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室編『研究収録』第9号 1978年など)また, 総合大学での教員養成としての, テューリンゲン邦イエナ(Jena)大学での実践についても検討がなされている。(佐藤史浩「ヴァイマール共和国における総合大学での教員養成」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室編『研究収録』第10号 1979年)

さらに極く近年には, プロイセン邦の教育アカデミーの人事に関与したライヒヴァイン(Reichwein, A.)について, 「政治的妥協の産物という教育アカデミー観にとどまらない, それのもつ本来の思想的意味も明らかにする」⁴⁰⁾という仮説から, 分析がすすめられている。(対馬達雄・佐藤史浩「C. H. ベッカーとA. ライヒヴァイン—教育アカデミーの創設構想

とその継受をめぐる』『教育学研究』第57巻第1号 1990年)

こうした研究状況を整理する形で、ワイマール期を含むドイツ教員史関係の資料としての文献目録が、整備されつつある。最近の資料としては、高岡信也が1945年から1985年(I)、1800年から1945年(II)の2回にわたって、ドイツ教員史に関する文献を整理している。Iでは258文献、IIでは173文献が記載されており、Iについては、高岡の分類による教員養成関係の研究書あるいは研究論文が、53挙げられている。¹⁵⁾

IV 概括

戦後ドイツおよび日本でのワイマール期における教員研究の動向を、以上のように理解するとき、そこには、理念から実態への、そして制度史から社会史への重点の移動という方法論の展開と共に、以下の3つの点での分析対象の拡大を指摘することができる。

それは第一には、ライヒやプロイセン邦だけでなく、他の諸邦における教員養成の実態、あるいは各邦での議会や政党、あるいは総合大学・工科大学・教育インスティテュートでの論議の分析へと、空間的に広がった研究になっているということである。分析がライヒとプロイセン邦に限られていた場合、「ワイマールの妥協」に象徴される、ワイマール初期のライヒレベルでの顕著な政治的ダイナミズムが、ワイマール期を代表するものとして捉えられがちである。しかし、多様な邦(南部の邦と北部の邦、都市邦と非都市邦、政治的に保守的な邦と革新的な邦など)の検討を通じて、初期に留まらない、より豊かなワイマール期の教員を描くことが可能となっている。ザントフックス(Sandfuchs, U.)による、ワイマール期及び第三帝国期のブラウンシュバイク邦(Braunschweig)における教員養成に関する詳細な研究は、その一例である。

第二には、ワイマール初期のみならず、ライヒレベルでの教員養成法成立の挫折(1923年)後の、中期ないしナチス期直前の時期についても検討が進められており、時間的広がりが見られる。これは、初期の動向をもってワイマール期を理解しがちな姿勢の修正にもつながっている。とりわけ、1925年以降の各邦での教育政策や教員の動向の分析から得られる知見は、初期のライヒレベルでの対立モデルが必ずしも邦レベルにおいて有効ではないことを示している。ワイマール中期以降の、ドイツ民主党(DDP)とドイツ人民党(DVP)の衰退、同後期のKPDとNSDAPの台頭などの政治的変化と、相対的安定期から経済恐慌への展開、大学生の増加とその急激な入学制限政策など、時期ごとの社会的状況との対応で、教員の位置を確認することが一層重要となっている。

そして第三には、扱われるテーマについても広がりが見られる。従来は教員養成研究がもっぱらであり、日本での研究も殆どがこれに限定されている。しかし、70年代半ば以降、

社会史的アプローチが盛んになる中で、研究テーマは教員の社会的地位や政治的意識、教員組合の統一と分裂、諸政党との関わり、総合大学の対応、教員の継続教育、教員数、教員失業数や生徒数、就学率などの詳細なデータの解明など、多岐にわたっている。そして、これらの動向をより精緻に捉えるために、多くの報告書や議事録の検討が進められているのである。

このような先行研究の到達を踏まえて、ワイマール期の教員をめぐる諸状況を動的に理解するには、時系列的な整理が不可欠となっている。とりわけ、ライヒレベルと並行して進められた邦レベルでの諸動向を明らかにすることは、当時のドイツが一つの国家としての集権的性格を未だ十分に有しなかったことを浮かび上がらせるものであり、このことは、国家と公教育の位置関係の把握について示唆を与えるといえよう。

[付] 以上の先行研究の理解から、以下に、ワイマール期の教員史研究のベースとしての関係史年表を作成した。ただし、ワイマール期のドイツという対象の時間的・空間的制約から、年表の内容は、ドイツでの研究において記されている引用箇所としての第一次資料に依拠（重引）する部分が圧倒的多数であることを記す。その場合、典拠には、第一次史料の引用が行われている第二次資料名を示す。管見の限り、ドイツでの研究で用いられていない資料が日本における研究で扱われている場合については、日本での研究成果に基づく引用も行っている。また、ドイツの研究においても、同一事項が違う日付となっている場合があるが、それについては可能な限り他の資料を検討した上で、いずれかの日付を記載した。なお、Ostern（復活祭）の日付も見いだされるが、これについては年ごとに日が異なり、記載にあたり不可欠の事項もなかったため、ここでは扱わなかった。最後に、これは未だ作成中というべきものであるので、誤りや加筆等の御指摘をお願い申し上げる。

注

- 1) Džambo, Jazo, *Erziehung, Bildung, Schule im Wandel der Geschichte, Eine Auswahlbibliographie* (Schriftenreihe zum Bayerischen Schulmuseum Ichenhausen Zweigmuseum des Bayerischen Nationalmuseums, Band 5, 1987)
- 2) とすれば、啓蒙的教師論に傾倒しやすい教員論の状況にあって、教員研究の視点と展望について考察した最近の研究として、陣内靖彦『日本の教員社会 歴史社会学の視野』東洋館出版社 1988年 第一章。
- 3) たとえば、Tenorth, Heinz-Elmar, *Zur deutschen Bildungsgeschichte 1918-1945*, 1985, S. 1-3を参照。
「ボン体制」と「ワイマール体制」との関係について、西ドイツの歴史学・政治学では、「連続・非連続」説、あるいは「復古 (Restauration) ・新しい出発 (Neubeginn)」説などがあり、現在なお

論争的である。たとえば、山口定「西ドイツにおけるデモクラシーの再建—戦前・戦後の連続・非連続問題を中心に—」(犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店 1988年所収)を参照。

なお、わが国において、「ワイマール教育体制」と「ボン教育体制」を「福祉国家」を鍵概念にして把握しようとした研究として、持田栄一「福祉国家の教育像—現代西ドイツの場合—」(『持田栄一著作集 4 学制改革論』明治図書 1980年所収, 初出 国土社 1967年)を挙げることができる。

- 4) たとえば、ワイマール初期の教育改革については、Sandfuchs, Uwe, *Universitäre Lehrerbildung in der Weimarer Republik und im Dritten Reich*, 1978, S. 43, あるいは, Weber, Rita, *Die Neuordnung der preußischen Volksschullehrerbildung in der Weimarer Republik*, 1984, V, において指摘がなされている。
- 5) Deutscher Bildungsrat, *Empfehlungen der Bildungskommission, Struktur für das Bildungswesens*, 1970, S. 215
- 6) Heckel, H., Avenarius, H., *Schulrechtskunde* 6 Auflage, 1986, S. 189-190
- 7) 同書の一部の翻訳は、1962年に江藤恭二他編訳『現代教育史—社会主義教育の成立と展開—』として、明治図書から出版されている。
- 8) Gernot, Paul, *Lehrerbildung und Politik, Eine Analyse der Auseinandersetzungen während der Weimarer Republik*, 1985, S. 10-11
- 9) 有吉英樹「ドイツ社会民主党の教育政策に関する文献・資料紹介」西日本教育行政学会編『教育行政学研究』第9号 1987年 62頁
- 10) Bölling, Rainer, *Sozialgeschichte der deutschen Lehrer*, 1983, S. 6-7
- 11) 「セミ専門職」としての、民衆学校教員 (Volksschullehrer) についての研究として、たとえば、Skopp, Douglas R., *Auf der untersten Sprosse: Der Volksschullehrer als "Semi-Professional" im Deutschland des 19. Jahrhunderts*, (*Geschichte und Gesellschaft* 6), 1980, S. 383-402
- 12) Bölling, R., a. a. O., S. 7
- 13) Bölling, R., a. a. O., S. 5-6
- 14) 対馬達雄・佐藤史浩「C. H. ベッカーと A. ライヒヴァイン—教育アカデミーの創設構想とその継受をめぐる—」『教育学研究』第57巻第1号 1990年 101頁
- 15) Takaoka, Nobuya, *Bibliographie über die Geschichte des deutschen Lehrers I*, (『島根大学教育学部紀要 教育科学編』第19巻 1987年), *Bibliographie über die Geschichte des deutschen Lehrers II*, (『島根大学教育学部紀要 教育科学編』第22巻—No2 1988年)

ワイマール期ドイツ：学校・教員関係史年表

- 1918年 5月22日 プロイセン中間学校・高等女学校教員組合、「学校改革と中間学校」を発表。
〈Heinemann, M. 1977 S. 147〉
- 11月4日 キール (Kiel) 軍港において水兵の反乱。ドイツ革命の成立。
- 11月9日 シャイデマン (Scheidemann, P.: SPD), 共和国成立を宣言。各地に労兵評議会が結成。
- 11月11日 ドイツ全権団, 休戦条約に調印。
- 11月12日 ハンブルク (Hamburg) において, 教員協議会が設立。
〈Hohendorf, G. 1954 S. 782〉
- 11月13日 プロイセン邦 (Preußen) 文部大臣, ホフマン (Hoffmann, A.: USPD), 統一学校制度の創設, 設備の充実を地方学務局及び行政官庁に公布。
〈König, H. Band IV S. 130〉
- 11月14日 ベルリンのFSJ, 労兵協議会に対して, 教授・教育の自由, 補習学校の改革などを要求。〈König, H. Band IV S. 121〉
- 11月15日 DDP が結成。
- 11月15日 エーベルト (Ebert, F.), ベルリン商科大学教授プロイス (Preuß, H.) 憲法草案を委任。〈Müller, F. S. S. 35〉
- 11月15日 プロイセン邦において, ホフマン, 軍国主義教育の一掃, 学校と教会の分離を公布。〈Günter, G. S. 19-20〉
- 11月17日 ベルリン (Berlin) において, 教員協議会が設立。〈Hohendorf, G. 1954 S. 788〉
- 11月17日 DLV, 「ドイツ教員組合の教育要求 (Schulforderung des Deutschen Lehrervereins)」を発表。〈Stöhr, W. Band 1 S. 106〉
- 11月21日 ブラウンシュヴァイク邦 (Braunschweig) において, 「国民学校監督の新規定に関する法律 (Gesetz über die Neuordnung der Volksschulaufsicht)」を制定。
〈Sandfucks, U. S. 122〉
- 11月23日 ブレーメン (Bremen) において, 教員協議会が設立。〈Stöhr, W. Band 1 S. 115〉
- 11月24日 KLVdDR, ワイマール政権の教育改革に対する態度表明。「我々は, 国家の繁栄のためライヒ政府が行うことを支援すると共に, よく検討された法律がすみやかに制定されることを要求する。我々は民主主義的かつ社会主義的なドイツにおいて協力する。」〈Heinemann, M. 1977 S. 154〉
- 11月24日 DNVP, 学校政策に関する要求について, 基本アピールを発表。
〈Müller, F. S. S. 41〉
- 11月27日 プロイセン邦において, ホフマンとヘーニッシュ (Haenisch, K.: SPD), 学校における宗教教授の強制及び教会による学校監督の中止を公布。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 132〉
- 11月29日 プロイセン邦において, ホフマン, 学校における宗教の強制の廃止および教会による学校監督の禁止を公布。〈Günter, G. S. 21〉
- 11月30日 ミュンヘン (München) において, AsL が設立。〈Stöhr, W. Band 1 S. 176〉
- 12月1日 プロイセン邦政府, プロイセン邦文部省の発案に基づき, ライヒ内務省に対して

- 学校会議の招集を提案。〈Führ, C. S. 45〉
- 12月 2日 ザクセン邦 (Sachsen) において、教義問答による宗教教授を禁止。
〈太田和敬 18頁〉
- 12月 4日 OBB が結成。〈Bölling, R. 1978 S. 50〉
- 12月 6日 ザクセン邦において、無宗教者に対する宗教教授の強制を禁止。
〈太田和敬 18頁〉
- 12月 7日 DLV, 「ドイツ教員組合の教育要求の実現」(Ausführungen zu der Schulforderung des Deutschen Lehrervereins) を発表。〈Bölling, R. 1978 S. 78〉
- 12月 9日～12日 ライヒ内務省において、憲法草案に関する予備審議が開催。
〈中山征一 172頁〉
- 12月 10日 ハンブルク教員協議会、学校と教会の分離を要求。〈König, H. Band V S. 222〉
- 12月 11日 ザクセン邦において、国民学校を宗派的に設置することを禁止。
〈太田和敬 18頁〉
- 12月 16日 ホフマン、学校における宗教教授または教会による学校監督の中止を再度指令。
〈Messer, A. S. 143〉
- 12月 16日～19日 労兵協議会、第1回ライヒ会議を開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 107〉
- 12月 16日 ミュンヘンにおいて、社会主義的教員組合 (sozialistischer Lehrerverein) が設立。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 150〉
- 12月 17日 DNVP, 学校政策に関する要求を発表。〈Müller, F. S. S. 41〉
- 12月 20日 プロイセン邦においてカトリック司教 (Bischof)、教会と学校との分離は神に対する冒瀆であると声明を発表。〈Hohendorf, G. 1954 S. 788〉
- 12月 20日 ベルリンにおいて、VsL が設立。〈König, H. Band V S. 219〉
- 12月 28日 プロイセン邦文部大臣、ヘーニッシュ、教会と学校との分離指令を撤回。
〈Hohendorf, G. 1954 S. 788〉
- 12月 28日 ベルリンにおいて、プロイセン中間学校教員組合会議、中間学校の卒業資格を中間学校教員の要件とすることを要求。〈Heinemann, M. 1977 S. 144-145〉
- 12月 28日 プロイセン邦の DLV, 新たな学校制度の創設の希望を声明。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 106〉
- 12月 30日 KPD が結成。
- 1919年 1月 4日 ライヒ内務省、1919年内に学校会議を開催したいとの旨を、各邦に回章で通知。
〈Reichsschulkonferenz S. 11〉
- 1月 9日 プロイセン邦において、中間学校教員および学校長試験の廃止を公布。
〈Bölling, R. 1983 S. 104〉
- 1月 19日 第1回国民議会選挙。総議席数 423
(SPD163, Zentrum91, DDP75, DNVP44, USPD22, DVP19, その他9)
- 1月 20日 第2次ライヒ憲法草案公表。〔初めて教育に関する条項が盛り込まれる。〕
〈Stöhr, W. Band 1 S. 137〉
- 2月 6日 ヴァイマール (Weimar) において、国民議会を開催。

- 2月10日 国民議会、「暫定的国権に関する法律」を制定。
- 2月15日 プロイセン邦において、ヘーニッシュ、1918年11月27日の公布を撤回。
〈太田和敬 20頁〉
- 2月16日 DLV、「全ドイツ学校制度における必要不可欠な統一性の憲法的確定
(Verfassungsmäßige Sicherstellung der notwendigen Einheitlichkeit in
Schule-und Bildungswesen des Deutschen Reiches)」を、国民議会に請願。
〈Weber, R. S. 63-64〉
- 2月28日 ザクセン邦において、教会による学校監督を廃止。〈Günther, C. H. S. 528〉
- 3月4日 ライヒ憲法草案、国民議会第8委員会(憲法委員会)に委託。
〈Verhandlungen Band 326 S. 502〉
- 3月13日 ドイツプロテスタント教会委員会、国民学校におけるキリスト教的性格の保持を
要求。〈Führ, C. S. 34〉
- 3月25日 ヘーニッシュ、プロイセン邦文部大臣に就任。〈Führ, C. S. 32-33〉
- 3月25日 プロイセン邦政府、学校における宗教教授の自由を公布。〈Giese, G. S. 239〉
- 4月1日 プロイセン邦において、ヘーニッシュ、1918年11月29日の学校における宗教教
授の強制中止に関する公布を撤回。〈Stöhr, W. Band 1 S. 133〉
- 4月9日 ゲッティンゲン(Göttingen)大学哲学部において、新たな教員養成制度に関
する会議が開催。〈Kittel, H. 1965 S. 69〉
- 4月9日 DNVP、学校政策に関する要求について最終決定。〈Müller, F. S. S. 41〉
- 4月12日 プロイセン邦議会において、DNVPの提案により、教員養成改革に関する審議が
開始。〈Wittwer, W. W. S. 176〉
- 4月24日 ベルリンにおいて、社会民主主義教員会議が開催。〈König, H. Band IV S. 140〉
- 5月11日~12日 プロイセン高等学校教員組合、代表者会議において、教員の給与が任用資
格に基づくという共通見解をまとめる。〈太田和敬 26頁〉
- 5月11日~13日 ベルリンにおいて、第1回DBB代表者会議が開催。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 245-246〉
- 5月13日 ドイツプロテスタント教員組合、国民学校のキリスト教的性格の保持を要求。
〈Führ, C. S. 34〉
- 5月30日~31日 プロイセン教員組合、要求項目をまとめる。〈太田和敬 29頁〉
- 6月 ライヒ内務省内部に文化局が設置。初代局長にシュルツが就任。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 137〉
- 6月4日 第1回AsL中央委員会会議が開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 182〉
- 6月10日 ドイツ・ドイツオーストリア社会主義教員連盟、「学校と宗教の分離、世俗教育」
を要求。〈König, H. Band 4 S. 235〉
- 6月10日~12日 DLV第27回代表者会議。〔学校制度の統一化、世俗化、民主化の原則に基
づく、10項目のプログラムを決定。〕
〈Pretzel, C. L. A. S. 265-269〉 〈Stöhr, W. Band 1 S. 105〉
- 6月11日 ベルリンにおいて、プロイセン中間学校・高等女学校教員組合大会。〔中間学校教
員の養成を教育アカデミーではなく、総合大学において行うことを要求。〕

〈Kittel, H. 1957 S. 176-177〉〈Heinemann, M. 1977 S. 146〉

- 6月11日～13日 KLVdDR 代表者会議、「教員の職業的養成を特別な教育大学かあるいは既存の大学において行うこと」を決議。〈Kittel, H. 1957 S. 176-177〉
- 6月12日 テューリンゲンの社会主義教員組合会議が開催。〔革命的階級闘争と強く結び付いた社会主義的学校と教師の実現を目標として設定。〕
〈König, H. Band IV S. 220〉
- 6月16日 DLV 代表者会議において、開会中の国民議会に対して、学校制度に関する全ドイツ統一法の制定を請願。〈Becker, C. H. 1919 S. 24〉
- 6月18日 ライヒ憲法委員会第2読会において、師範学校教員であったクヴァルクとカッツェンシュタイン (Quarck, M., Katzenstein, S.: SPD), 「教員養成は、ライヒ全体で統一的に規定されなければならない」ことを盛り込むように提案。
同じく、ザクセン邦文部大臣ザイフェルト (Seyfert, R. H.: DDP), 「高等教育 (die höhere Bildung) に一般に適用される原則にしたがって」という規定を盛り込むように提案。両提案は圧倒的多数で可決。〔のちのライヒ憲法第143条第2項の明文化。〕〈Verhandlungen Band 336 S. 522〉
- 6月20日～21日 ベルリンの中央教育研究所 (Zentralinstitut für Erziehung und Unterricht) において、総合大学での教員養成に関する協議。〈Kittel, H. 1965 S. 68〉
- 6月28日 ライヒ政府、ヴェルサイユ条約 (Versailler Vertrag) に調印。
- 7月12日 プロイセン邦の教育行政機関、教員養成機関として、2年間の教育アカデミーを主張。〈Gernot, P. S. 40〉
- 7月18日 ラインレンダー (Rheinländer, A.: Zentrum), 国民議会において、「(憲法の教員養成規定に) これからの教員養成が適切な宗教教育を通じて行われることが加えられていたならば、より実りのあるものとなっただろう。我々は邦での法律にこの方針が求められることを期待している。」と発言。
〈Verhandlungen Band 328 S. 1707〉
- 7月19日 フランクフルト (Frankfurt an der Oder) において AsL 会議が開催。〔AsL の統一についてベルリン代表が言及。〕〈Stöhr, W. Band 1 S. 176〉
- 7月22日 ザクセン邦において、「教育制度に関する暫定法 (Übergangsgesetz für das Bildungswesen) としての国民学校における宗教教授の禁止を規定。
〈Krause-Vilmar, D. S. 89〉〈König, H. Band IV S. 173〉
- 7月30日～31日 ベルリンにおいて、プロイセン青年教員連盟が結成。
〈Bölling, R. 1978 S. 46〉
- 7月31日 国民議会、262対75でドイツ共和国憲法草案を採択。
- 8月10日 ドイツ師範学校教員組合、「エルフルト決議に基づく教員養成に関する原則」を発表。〈Weber, R. S. 354〉
- 8月14日 ドイツ共和国憲法が公布。
- 8月22日～23日 シュトゥットガルト (Stuttgart) において、バイエルン (Bayern), ヘッセン (Hessen), ヴュルテンベルク (Württemberg) の3つの邦の教育行政関係者による協議において、教員養成のための「教育専門学校」および、ライヒ内務省

- 文化局に「ライヒ学務局」の設置を要求。〈Gernot, P. S. 40〉〈Führ, C. S. 40〉
- 8月24日 第2回 AsL 中央委員会会議が開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 183〉
- 9月8日～10日 コブルク (Coburg) において、南ドイツ諸邦の文部大臣参加による、大学会議が開催。〔ライヒ内務大臣の主張を支持し、ライヒ大統領エーベルトに抗議。〕〈Führ, C. S. 40〉
- 9月19日 プロイセン邦文部省、「国民学校および中間学校教員の、総合大学における教育許可に関する規定」を公布。〈Bär, A. S. 55〉
- 9月22日 ライヒ内務省、全国学校会議のための予備会談を行いたいとの旨を回章で通知。〈Reichsschulkonferenz S. 13〉
- 10月 プロイセン邦議会において中央党、師範学校に代わる高等教育施設における宗派性の保護を求める提案。〈Wittwer, W. W. S. 176〉
- 10月 DVP, 党綱領を決定。〔教育関係: 「DVP は国家的統一学校を求める。共通の基礎学校はライヒレベルで組織化され、多様な形態でドイツの学校制度のなかに位置づけられるべきである。それぞれの学校は密接に結びつき、性別や財産の違いに関わりなく能力によってのみ進学の可能性が提供されるべきである。また、そこにおいては完全な多様性が保障され、さらにドイツ精神の函養が図られるべきである。〕〈Bölling, R. 1978 S. 106〉
- 10月16日～18日 ベルリンの中央教育研究所において、総合大学での教員養成に関して再び協議。〈Kittel, H. 1965 S. 68〉
- 10月19日 ライプツィヒ (Leipzig) での DVP 党大会において、学校政策の原則を決定。〈Müller, F. S. S. 41〉
- 10月20日～22日 ベルリンのライヒ内務省において、全国学校会議のための諸邦文部大臣会議が開催。ライヒ学校委員会の設置を決定。全国学校会議を1920年4月7日～17日に行うことを決定。〈Führ, C. S. 73〉
- 11月12日 シュプラングァー (Spranger, E.), 『教員養成に関する諸考察』 (Gedanken über Lehrerbildung) を著す。〈Kittel, H. 1965 S. 65〉
- 11月27日～12月3日 第1回ライヒ学校委員会を開催。〈Gernot, P. S. 39〉
- 11月30日～12月6日 ライプツィヒにおいて、SPD 臨時党大会、学校政策の要求をまとめる。〈Müller, F. S. S. 41〉
- 12月2日 プロイセン邦において、国民学校教員給与法を制定。〈König, H. Band IV S. 165〉
- 12月5日 プロイセン邦議会において、DNVP, 特別の教育大学を要求。〈Weber, R. S. 302〉
- 12月5日 プロイセン邦議会において、SPD, 教員の職業的養成を教育大学あるいは改組された哲学部において行うことを要求。〈Weber, R. S. 305〉
- 12月12日 プロイセン邦議会、教員養成に関する4項目を決議。〔師範学校予備学校の廃止、高等教育機関での国民学校教員の一般的教育、ドイツ人としての決定的基礎としての補完的タイプの高等学校の新設、教育大学あるいは既存の大学における国民学校教員の職業的教育〕〈Gernot, P. S. 237〉
- 12月13日～15日 ライプツィヒでの DDP 党大会において、バウマー (Baumer, G.: DDP), 総合大学に教育学部の設置を要求。〈Bölling, R. 1978 S. 107〉

- 12月14日 DLV 特別委員会、すべての教員の養成を総合大学で行うことを盛り込んだ、教員養成法をライヒとして制定することを提案。〈Weber, R. S. 64〉
- 1920年 1月1日 ADLZにおいて、ヴォルフ (Wolff, G.:DDP), 国民学校教員が利益目当てに教員養成改革を要求するのではないと主張。〈Bölling, R. 1978 S. 171〉
- 1月4日～7日 ハレ (Halle) において、第1回ドイツ大学会議を開催。〔国民学校教員の養成を総合大学で行うことに対する反対を表明。〕〈Kittel, H. 1965 S. 68〉
- 1月22日 プロイセン邦文部省において、プロイセン中間学校・高等女学校教員組合代表者会議が開催。〈Heinemann, M. 1977 S. 147-148〉
- 1月29日 プロイセン中間学校教員組合、同邦議会に対して、中間学校教員の給与を、国民学校教員と高等学校教員の間にすべきことを請願。〈Heinemann, M. 1977 S. 147〉
- 2月24日～25日 第2回ライヒ学校委員会を開催。〔審議は、おおむね国家事務次官シュルツ (Schulz, H.:SPD) が主宰。〕〈Führ, C. S. 43〉
- 2月28日 ブラウンシュヴァイク邦において、「国民学校教員の教職試験に関する規定 (Bestimmungen über die Schulamtsprüfung der Lehrer und Lehrerinnen an Volksschulen)」が公布。〈Sandfucks, U. S. 150〉
- 3月2日 プロイセン中間学校・高等女学校教員組合、拡大委員会において、中間学校教員の給与を、高等学校教員と国民学校教員の間に統一的に規定する法的措置を取るよう要求。〈Bölling, R. 1983 S. 147-148〉
- 3月12日 ゲッティンゲン大学哲学部の提案として、同大学教授ブランディ (Brandt, K.), ヘルマン (Hermann, E.) およびノール (Nohl, H.), 「総合大学による国民学校教員の教育に関する総合的所見 (Zusammenfassendes (Universitäts-) Gutachten über das Volksschullehrerstudium)」を報告。〈Kittel, H. 1957 S. 304-311〉
- 3月13日 ベルリンにおいて、カップ一揆 (Der Kapp-Putsch) が勃発。
- 3月13日 ベルリン大学哲学部、「教員養成問題に関する大学声明」を発表。〔総合大学における教員養成実施の支持を表明。〕〈Weber, R. S. 77〉
- 3月30日 邦税法が制定。〔邦が従来の施策を実施する上で、財政的な援助が必要となった場合、新たなライヒ法が制定されることによって、支出超過分をライヒが供給する義務を負うことを規定。〕〈Weber, R. S. 204〉
- 4月19日 国民議会第3読会において、DNVPを除く賛成で、基礎学校法を可決。〈Führ, C. S. 44〉
- 4月28日 国民議会において、「基礎学校及び予備学校の廃止に関する法律 (Gesetz, betreffend die Grundschulen und Aufhebung der Vorschulen)」を制定。〈Nave, K. H. S. 73〉
- 4月30日 国民議会において、ライヒ給与法を制定。〈Bölling, R. 1978 S. 29〉
- 5月4日 ライヒ内務省、カップ一揆のため開催が困難となった全国学校会議を、6月11日～19日に延期することを回章で各邦に通知。〈Reichsschulkonferenz S. 16〉
- 5月13日～14日 ハレにおいて、DLV 第28回代表者会議が開催。〈Pretzel, C. L. A. S. 269〉
〈Stöhr, W. Band 1 S. 248〉

- 5月26日～28日 DBB 臨時代表者会議が開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 246〉
- 6月6日 ライヒ議会選挙。総議席数 459 (SPD 102, USPD 84, DNVP 71, DVP 65, Zentrum 64, DDP 39, KPD 4, その他 30)
- 6月8日 プロイセン中間学校・高等女学校教員組合, 拡大委員会において, 中間学校教員の給与と規定の改善を要求。〈Heinemann, M. 1977 S. 148〉
- 6月11日～19日 全国学校会議開催。第9分科会において教員養成問題を論議。
〈Reichsschulkonferenz S. 19-72〉
- 7月31日 ザクセン邦ブレスラウ (Breslau) 総合大学哲学部, 教員養成を総合大学が引き受けるべきことを主張。〈Weber, R. S. 354〉
- 8月7日 テューリンゲン (Thüringen) の AsL 総会が開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 285〉
- 8月20日 プロイセン, バイエレン, ザクセン, ヴュルテンベルク, ヘッセン, テューリンゲンの各邦の大蔵省代表者が, 教員養成改革に関する財政的問題について協議。
〈Gernot, P. S. 43〉
- 9月5日 プロイセン邦大蔵大臣, ライヒ内務大臣に対し, ライヒ教員養成法の提案を中止するよう要求。〈Weber, R. S. 197〉
- 9月30日 プロイセン邦文部大臣, ライヒ内務大臣に対し, 教員養成改革に関わる経費問題について請願。〈Weber, R. S. 198〉
- 10月2日～4日 ゴータ (Gotha) において, ドイツ・ドイツオーストリア社会主義教員同盟代表者会議が開催。〈König, H. Band V S. 246〉
- 10月4日 ゴータにおいて, FLGD が結成。〈Krause-Vilmar, D. S. 113〉
- 10月10日 プロイセン中間学校・高等女学校教員組合, ドイツ中間学校組合と改称。
〈Bölling, R. 1983 S. 93〉
- 10月10日～16日 カッセル (Kassel) において, SPD 党大会が開催。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 185〉
- 10月11日 ドイツ中間教員組合, 中間学校教員の給与改善を要求。
〈Heinemann, M. 1977 S. 148〉
- 10月11日 ライヒ内務大臣, 第一次教員養成法案に対する態度を要請される。
〈Weber, R. S. 198〉
- 10月23日 プロイセン邦大蔵大臣, 教員養成改革に関わる経費問題を懸念すると表明。
〈Gernot, P. S. 44〉
- 10月25日～27日 DBB, 正式官吏会議 (ordentliche Beamtentag) が開催。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 246〉
- 10月27日～30日 第3回ライヒ学校委員会において, 教員養成の形態について論議。
〈Weber, R. S. 175〉
- 11月4日 プロイセン邦首相ブラウン (Braun), 同邦文部大臣に対し, 教員養成の経費に関するライヒの態度を見極めることが先決と主張。〈Weber, R. S. 198〉
- 11月26日 ライヒ議会において, DLV のメンバーであった, ヴァイス (Weiß, : DDP) とヘルマン (Hellmann, : SPD), 間もなく教員養成法が提案されるのかどうかをライヒ政府に質問。〈Gernot, P. S. 45〉

- 12月4日～7日 KPDとUSPD左派との統一KPD大会が開催。
 〈König, H. Band V S. 228〉
- 12月6日 SPD, プロイセン邦議会で、教員養成の基礎としての高等学校における「各宗派に共通な基礎」(simultane Grundlage)を明文化すべきことを提案。
 〈Wittwer, W. W. S. 177〉
- 12月8日 プロイセン邦大蔵大臣, ライヒ内務大臣に対して、教員養成改革に関わる財政的問題について請願。〈Führ, C. S. 223〉
- 12月12日 テューリンゲン邦ゴータにおいて、社会主義父母協議会が開催。
 〈Stöhr, W. Band 1 S. 227〉
- 12月17日 プロイセン邦において、国民学校教員給与法が制定。(1921年3月18日から同法を実施。)〈Heinemann, M. 1977 S. 74〉
- 1921年 1月3日 プロイセン邦の中央教育研究所特別委員会, 国民学校および中間学校教員の養成にあたっての原則を確定。〈Kittel, H. 1965 S. 67-74〉
- 1月6日 プロイセン邦において、文部大臣ヘーニッシュ, 閣僚全員にライヒレベルの教員養成法案の提出を要求する書簡を送付。〈Gernot, P. S. 240〉
- 1月9日 ポツダム (Potsdam) において、DVP党大会が開催。〔「古きプロイセン精神の復活」を主張。〕〈Stöhr, W. Band 1 S. 327〉
- 1月13日 プロイセン邦議会で、DNVP, 国民学校教員の宗派別養成を要求。
 〈Weber, R. S. 303〉
- 1月14日 プロイセン邦議会で、SPD, 「各宗派に同等の基礎」(paritätische Grundlage)を明文化することを再び提案。〈Wittwer, W. W. S. 177〉
- 1月19日 ケーニヒスベルク (Königsberg) において、プロイセン邦文部大臣, 教員養成法案の大枠について教員と協議。〈Weber, R. S. 226〉
- 1月25日 SPD, 「速やかに、少なくともライヒ議会会期中に」教員養成法案を提出することをライヒ政府に要求。〈Gernot, P. S. 45〉
- 1月28日 プロイセン州政府, 文部大臣ヘーニッシュ欠席のもとで、教員養成法については、ライヒ政府によってまず財政的問題が解決されるべきことを決議。
 〈Gernot, P. S. 241〉
- 1月28日 ライヒ国務省 (Staatsministerium), 教員養成法に関わる財政的問題が解決されるまで、教員養成法案の提出を延期すべきことを決議。〈Weber, R. S. 176〉
- 1月29日 ザクセン地区 (Provinz Sachsen) において、プロイセン邦文部大臣, 教員養成法案の大枠について教員と協議。〈Weber, R. S. 226〉
- 1月30日 ライヒ内務省, ライヒ憲法第146条 (統一学校制度の規定) の実施に関する法案を提出。〈Wolfgang, W. W. S. 109〉
- 2月4日 プロイセン邦首相, ライヒ首相に対して、教員養成改革に関する財政的問題について書簡を送付。〈Führ, C. S. 224〉
- 2月24日 ライヒ参議院において、教員養成に関する邦の財政的超過負担についての法的保障およびライヒによる具体的方策を求める決議。〈Führ, C. S. 232〉
- 2月25日 ライヒ内務省, 基礎学校法の実施に関する方針を提示。〈Führ, C. S. 280〉

- 法的保障およびライヒによる具体的方策を求める決議。〈Führ, C. S. 232〉
- 2月28日 ライヒ政府、基礎学校法実施に関する経費の3分の2を負担することを決定。
〈Führ, C. S. 228〉
- 3月15日 ライヒ国家事務次官シュルツ、教員養成法案の提出を希望するとライヒ大蔵大臣
に表明。〈Gernot, P. S. 47〉
- 3月24日～25日 ドレスデン (Dresden) において、第1回社会民主主義文化会議 (Erste
sozialdemokratische Kurturtag) が開催。〈Stöhr, W. Band I S. 187〉
- 4月13日 ライヒ議会において、ライヒ内務大臣コッホ (Koch-Weser, E.: DDP), ライヒ大
蔵大臣ヴィルト (Wirth, J.: Zentrum) に、邦税法 52 条に従って、教員養成改革
に伴う経費をライヒが負担すべきと演説。〈Bölling, R. 1978 S. 172〉
- 4月17日 プロイセン労働組合、プロイセン青年教員連盟の他3つの組合に対して、教員組
合の統一の呼びかけ。〈Bölling, R. 1978 S. 47〉
- 5月2日 ライヒ首相を議長とする専門委員会、新たな教員養成制度の準備の延期を決定。
〈Führ, C. S. 231〉
- 5月16日～18日 シュトゥットガルトにおいて、DLV 第29回代表者会議が開催。〔組織の
集中化 (Zentralisierung) 論と DBB への統合論との論争。〕
〈Heinemann, M. 1977 S. 179〉
- 5月28日 ライヒ学校委員会、「ライヒにおける学年の統一的開始の実施に関する協定」を締
結。〈Führ, C. S. 278〉
- 6月7日～9日 ライヒ学校委員会が開催。〈Weber, R. S. 170〉
- 7月4日 諸邦大蔵大臣、ライヒ憲法規定の〔教育関係条項の〕実施を要求。
〈Weber, R. S. 177-178〉
- 7月5日 プロイセン邦議会 SPD 議員、プロイセン邦政府に対して、教員養成法の準備を急
ぐようライヒ政府に請願することを要求。〈Wittwer, W. W. S. 108〉
- 7月17日 SPD 綱領委員会、第1次綱領案を提出。〔1921年ゲルリッツ (Görlitz) 綱領案〕
〈Wolfgang, W. W. S. 52〉
- 8月2日 ハノーファー (Hannover) において、ドイツ国民教員組合とドイツ国民女教員組
合が統一。〈Bölling, R. 1978 S. 47〉
- 8月22日～26日 イエナ (Jena) において、KPD 党大会が開催。〈König, H. Band V S. 259〉
- 9月1日 ハンブルク大学において、大学委員会議長の起草による「すべての教員の総合大
学での養成」の計画を全会一致で採択。〈Gernot, P. S. 118-119〉
- 9月8日～9日 ドイツプロテスタント教会委員会、「学校に対するプロテスタント教会の態
度に関する諸原則」を公表。〈Wolfgang, W. W. S. 106〉
- 9月12日 ライヒ内閣、教員養成制度改革に伴う経費をライヒが負担しないことを決定
〈Heinemann, M. 1976 S. 272〉
- 9月18日～24日 ゲルリッツにおいて、SPD 党大会が開催。〈Stöhr, W. Band I S. 189〉
- 9月19日 ライヒ内務大臣グラドナウアー (Gradnauer, G.: SPD), 各邦の大蔵大臣に対し
て、「教員養成の新たな規定は、ドイツの教育改革の核心を形作った。」と、書簡を
送付。〈Sandfucks, U. S. 80〉

- 10月2月～3日 デュッセルドルフ (Düsseldorf) において, AfA-Bund が設立。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 331〉
- 10月7日 ブラウンシュヴァイクにおいて, 第1回ドイツ共産主義教員ライヒ会議 (Reichskonferenz der kommunistischen Lehrer Deutschland) が開催。
〈König, H. Band V S. 260〉
- 10月8日～9日 ブラウンシュヴァイクの FLGD 大会が開催。〈Bölling, R. 1978 S. 44〉
- 10月10日 プロイセン中間学校教員組合がドイツ中間学校教員組合に改組。
〈Heinemann, M. 1977 S. 135〉
- 10月20日 ライヒ内務省, 各邦の教育行政機関に対して, 教員養成法案を送付。
〈Sandfucks, U. S. 81〉
- 10月24日 プロイセン邦において, 国民学校教員養成のための「教育インスティテュート」の実験的設立を提案。〈Weber, R. S. 243〉
- 10月26日 SPD, DDP, Zentrum のライヒ議会議員, 教員養成法案に関する財政的問題の審議の進捗について質問。〈Gernot, P. S. 47〉
- 10月27日 プロイセン邦大蔵大臣, プロイセン邦文部大臣に対して, ライヒレベルの教員養成法案の提出を長くは待てないと表明。〈Weber, R. S. 200〉
- 10月31日 プロイセン邦文部大臣ベッカー (Becker, C, H), 同邦議会上委員会において, 教員養成改革の基本原則について報告。〈Gernot, P. S. 244〉
- 11月12日～14日 DDP 党大会において, ヴォルフが, すべての教員が大学相当の養成を受けること, そして可能ならば, 現存する大学と連携してこれを行うことを提案。
〈Bölling, R. 1978 S. 107〉
- 11月15日 テューリンゲン邦イエナ総合大学哲学部, 教員養成のための2年間の総合大学での研究について支持を表明。〈Gernot, P. S. 75〉
- 12月5日 テューリンゲン邦教員同盟, 教員養成のための2年間の総合大学における研究について支持を表明。〈Gernot, P. S. 75〉
- 1922年 1月23日 ブラウンシュヴァイク邦において, 高等学校の教育費無償を規定。
〈Stöhr, W. Band 1 S. 377〉
- 1月23日～24日 ライヒ議会上に教員養成法案が提案。〈Bölling, R. 1978 S. 148〉
- 2月10日 プロイセン邦国務省, 国民学校教員の職業的養成を, 総合大学ではなく, 2年制の単科大学において行うことを決定。〈Weber, R. S. 180〉
- 2月11日 プロイセン邦文部省, 国民学校教員給与の上昇分20億マルクをライヒが負担することを要求。〈Gernot, P. S. 51〉
- 2月11日 プロイセン邦文部大臣ベーリッツ (Boelitz, O.: DVP), ライヒ内務省による教員養成法案の提出について拒否の態度を表明。〈Gernot, P. S. 272〉
- 2月18日 ヴァイマールにおいて, 諸邦代表者とライヒ内務省, 教員養成法案について協議。
〈Sandfucks, U. S. 81〉
- 2月24日 テューリンゲン邦議会上において, 統一学校法を制定。
〈Heinemann, M. 1976 S. 293〉
- 3月1日 ライヒ内務大臣ケスター (Köster, A.: SPD), ライヒ首相に教員養成に関する代

- 表者会議とそれに関連する内閣の審議を提案。〈Gernot, P. S. 54〉
- 3月7日 ベルリンのDLV, 教員養成改革の延期について, DDP, SPD, USPD, DVPの各党に対して示威行動。〈Heinemann, M. 1976 S. 272〉
- 3月9日 プロイセン邦議会において, KPD, 基本的に改革された学校制度のもとの, 高等学校及び大学における, 統一的な教員養成の実施を要求。〈Weber, R. S. 304〉
- 3月11日 ライヒ議会本委員会, 教員養成法案を早急にライヒ議会に提出することを求める決議を採択。〈Heinemann, M. 1976 S. 294〉
- 3月18日 ブラウンシュヴァイク邦において, 文部大臣グローテボール (Grotewohl, O.: USPD 後に SPD) による「宗派的影響の回避に関する学校令 (Schulerlaß zur Vermeidung religiöser Beeinfluß)」が発効。〈Stöhr, W. Band 1 S. 379〉
- 4月5日 ライヒ議会において, 宗派学校を他の学校と基本的に同等の地位を有するとすることを可決。〈Bölling, R. 1978 S. 148〉
- 4月15日～17日 ハンブルクにおいて, AsL 教員会議 (第2回社会民主主義文化会議) [SPD 党内における活動について協議。] 〈Wolfgang, W. W. S. 35〉 〈Stöhr, W. Band 1 S. 189-190〉
- 4月27日～29日 第5回ライヒ学校委員会を開催。教員養成に関する憲法規定の実施をライヒ政府に要求。〈Sandfucks, U. S. 79〉
- 5月16日 ライヒ学校委員会, 「学校休暇期間に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 278〉
- 6月14日 ライヒ青少年福祉法が制定。〈Heinemann, M. 1976 S. 131〉
- 7月8日 チューリングン邦議会において, 総合大学とそれに接続した教育インスティテュートでの統一的教員養成について可決。〈Gernot, P. S. 79〉
- 7月19日 バイエルンを除く諸邦文部大臣, 「共和国保護のための諸学校の協調に関する方針」(sog. Richtlinien für die Mitwirkung der Schulen und Hochschulen zum Schutze der Republik) を採択。〈König, H. Band V S. 267〉
- 7月21日 共和国保護法が制定。〈Bölling, R. 1978 S. 123〉
- 9月17日～23日 アウグスブルク (Augsburg) において, SPD 党大会が開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 229〉
- 10月23日 ライヒ議会において, DDP 議員が, ライヒ政府は教員養成制度改革法を提出する意思があるのかと質問。〈Gernot, P. S. 55〉
- 11月22日～25日 ベルリンにおいて, 革命協議会ライヒ会議が開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 356〉
- 12月2日 ライヒ大蔵省において, ライヒ内務大臣と教員団体が協議。〈Bölling, R. 1978 S. 175〉
- 12月8日 ライヒ内務省, ライヒ議会を通過した教員養成法案をライヒ内閣に提出。〈Führ, C. S. 165〉
- 12月10日 ライヒ内務大臣, 各邦の教育行政機関に教員養成に関する協議を提案。〈Gernot, P. S. 59〉
- 12月14日 ライヒ内閣, 教員養成法案を審議の対象から外すことを決定。〈Weber, R. S. 182〉
- 12月16日 ヴァイマルにおいて, ライヒ内務省, 諸邦の代表者と協議。

- 〈Sandfucks, U. S. 85〉
- 12月16日 メクレンベルク＝シュペーリン邦学校委員会, 同邦議会に対して, 教員養成改革の前提としての新たな教員給与と国民学校教員のための3年間の総合大学での研究を要求。〈Gernot, P. S. 219-220〉
- 12月19日 ライヒ学校委員会, 「上構学校に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 287〉
- 12月19日 ライヒ学校委員会, 「中等学校の卒業証明の相互認定に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 289〉
- 12月22日 DLV, ライヒ首相に対して, 教員養成法案の審議を請願。〈Bölling, R. 1978 S. 272〉
- 1923年 1月12日 ライヒ内閣, 教員養成法案の審議を断念。〈Sandfucks, U. S. 85〉
- 1月20日 ライヒ内閣, 各邦への回章のなかで, 「財政上の理由から, 憲法第143条第2項の実施を当分見送らなければならない」と通知。〈Kittel, H. 1957 S. 41〉
- 1月22日 テューリンゲン邦文部省, 教員養成に関する規定を公布。〔国民学校教員の養成を総合大学において実施。〕〈Gernot, P. S. 79〉
- 1月26日 ライヒ内務大臣, ライヒ官房国家事務次官に対して, 教員養成法案を提出。〈Führ, C. S. 168〉
- 1月29日 DLV, 教員養成法案の提出に関する請願書をライヒ議会に送付。〈Bölling, R. 1978 S. 176-177〉
- 2月3日 ライヒ内務省において, ライヒ内務省, 教員組織の代表者と協議。〈Sandfucks, U. S. 88〉
- 2月14日 ライヒ内務省において, ライヒ内務省, 諸邦の代表者たちと再び協議。〈Gernot, P. S. 60〉
- 2月14日 メクレンベルク＝シュペーリン邦学校委員会, 同邦議会に対して, 教員養成改革の前提としての新たな教員給与と国民学校教員のための3年間の総合大学での研究を再度要求。〈Gernot, P. S. 219-220〉
- 3月23日 ライヒ議会, 1月のライヒ内閣決定の再検討を要求。〈Führ, C. S. 78〉
- 3月27日 ADB, ADGB及びAfa-Bundとの共同に関する協定を決議。〈Bölling, R. 1978 S. 51〉
- 4月4日 ザクセン邦議会において, ドレスデン工科大学のインスティテュートもしくは, ライプツィヒ総合大学のインスティテュートにおいて国民学校教員の養成を行うことを可決。〈Gernot, P. S. 409〉
- 4月4日～5日 新プロイセン教員組合代表者会議が開催。〔GDVがADBから分離し, 給与に関する同教員組合の要求を認めない場合, GDVとの関係を解消することを決議。〕〈Bölling, R. 1978 S. 48〉
- 4月14日 ライヒ学校委員会, 「学校における労作教授の実施に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 278〉
- 4月15日 プロイセン邦において, 「プロイセン邦における教員養成に関する新規定」(Denkschrift über die Neuordnung der Lehrerbildung in Preußen)を布告。〈Weber, R. S. 247〉

- 5月 5日 プロイセン邦議会において、SPD、新たに総合大学における教員養成を主張。
〈Weber, R. S. 305〉
- 5月 11日 DLV, 機関紙 ADLV において、学術的教員養成とそれに見合う給与上昇の要求
実現が困難であることを表明。〈Bölling, R. 1978 S. 179〉
- 5月 12日 KPDを除くすべての政党、1月のライヒ内閣決定の再検討と教員養成法案の提出
を3月23日に引続き要求。〈Führ C. S. 78〉
- 5月 15日 メクレンベルク＝シュベールン邦議会、同邦学校委員会の要求に沿った教員養成
改革を決議。〔1925年4月1日から、ロストック (Rostock) 総合大学において教
員養成を行うことを決定。〕〈Gernot, P. S. 220〉
- 8月 1日 プロイセン文部大臣、フルダ (Fulda) での司教会議において、「カトリック学校
に採用される教員は、従来のカトリックの師範学校におけるそれと同じように、
カトリックに基づいた教員養成を受け、その知識を有するものとする」と議長
に報告。〈Kittel, H. 1957 S. 177〉
- 10月 15日 DLV, 教員養成法案の提出を要請。〈Bölling, R. 1978 S. 177〉
- 10月 29日 テューリンゲン邦文部省、総合大学哲学部に新たに創設される教員科学部門に関
して公布。〔教育科学部門として、教育哲学、教育社会学、体系的教育学、個々の
教授科目の方法学、成人教育、教育史および教育制度史、一般心理学、応用心理
学、教育心理学、「異常」児問題、児童福祉制度を含む青少年論 (Jugendkunde)
を挙げる。〕〈Gernot, P. S. 82〉
- 11月 9日 ヒトラー (Hitler, A.) による、ミュンヘン一揆が勃発。
- 12月 7日 ハンブルク邦において、SPD・DDP・KPDの賛成で、国民学校教員の養成に対応
する「学校局」設置の計画を採択。〈Gernot, P. S. 129〉
- 1924年 1月 7日 ライヒ議会において、教員養成法案が議事日程にのるが、ライヒと邦の間の財政
的不均等が考慮されたため、同案の検討は中止。〈Bölling, R. 1978 S. 177〉
- 2月 14日 ライヒ政府、第3次緊急税規定 (die dritte Steuernotordnung) において、学校
および教育制度上の課題を邦に委任することを決定。〈Führ, C. S. 52-53〉
- 3月 29日 プロイセン邦大蔵大臣、「国民学校教員の養成にあたっての、資格問題が解決され
ないうちは、新たな教員養成を実施することができない。」と表明。
〈Weber, R. S. 248〉
- 4月 16日 ハンブルク邦において、DNVP, 国民学校教員の養成に関する上級学務局の計画
に反対。〔3年間の教育学の研究は非合理的と主張。〕〈Gernot, P. S. 131〉
- 4月 22日 ブラウンシュバイク邦において、新たな「国民学校教員の教職試験に関する規定」
を公布。〈Sandfucks, U. S. 169〉
- 5月 4日 ライヒ議会選挙。総議席数 472 (SPD 100, DNVP 95, Zentrum 65, KPD 62, DVP
45, NSDAP 32, DDP 28, その他 45)
- 5月 7日 プロイセン邦文部省、教育アカデミーでの養成に対して、このことが他の中間官
吏としての養成と同等の評価を与えるものではないと表明。〈Gernot, P. S. 257〉
- 5月 24日 プロイセン邦国務省、国民学校教員の養成にあたって、大学入学資格を前提条件
としないことを提案。〈Weber, R. S. 255〉

- 6月4日 Zentrum, 宗派別教員養成をライヒ議会に提案。〈Gernot, P. S. 59〉
- 8月5日～6日 ライプツィヒにおいて, AsLライヒ会議を開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 190〉
- 9月9日 プロイセン邦議会の本委員会において, 教育アカデミーの宗派別養成を規定。〈Weber, R. S. 135〉
- 10月7日 ベルリンにおいて, 諸邦文部大臣会議を開催。〔バイエルン, ヴュルテンベルク, ヘッセンの3邦は, 代理参加。〕〈Führ, C. S. 55〉
- 10月7日 プロイセン邦国務省, 国民学校教員の養成については, 高等教育機関において行うことを決定。〈Weber, R. S. 248〉
- 10月28日 メクレンベルク=シュベールン邦議会において, SPD, 国民学校教員の養成にあたって, 研究の前提としての卒業資格と職業的養成としての総合大学での3年間の研究を規定した教員養成法案を提出。〈Gernot, P. S. 221〉
- 11月21日～22日 ベルリンにおいて, ライヒ教育制度委員会が創設。〈Gernot, P. S. 58〉
- 12月7日 ライヒ議会選挙。総議席数493 (SPD 131, DNVP 103, Zentrum 69, DVP 51, KPD 45, DDP 32, NSDAP 14, その他48)
- 12月20日 テューリンゲン邦政府, 国民学校教員の養成を総合大学で行うことを公布。〈Gernot, P. S. 104〉
- 1925年 1月15日 バイエルン邦において, 同邦議会, プロテスタント教会との政教協定を承認。〈Bölling, R. 1978 S. 154〉
- 1月18日 ライヒ教育制度委員会, 「基礎学校の教育課程に関する法律の実施に対する方針」を採択。〈Führ, C. S. 283〉
- 2月18日 プロイセン邦において, ベッカー, 再び同邦文部大臣に就任。〈Weber, R. S. 293〉
- 3月28日 ライヒ教育制度委員会, 「ドイツ高等学校に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 288〉
- 4月18日 ライヒ議会, 「基礎学校の教育課程に関する法律」を制定。〈Bölling, R. 1978 S. 139〉
- 4月21日 ヘッセン邦議会, 国民学校教員の養成を, ダルムシュタット (Darmstadt) 工科大学の教育インスティテュート (Darmstadt, Mainz) において行うことを可決。〈Gernot, P. S. 409〉
- 6月24日 メクレンベルク=シュヴェーリン邦議会において, DVP, DNVP, NSDAPの賛成によって, 教員養成法を可決。〔大学入学資格の取得を必要としない, 教員養成所および教育インスティテュートの創設。〕〈Gernot, P. S. 224〉
- 7月24日 プロイセン邦において, 「プロイセン邦における国民学校教員の養成に関する新規定」(Die Neuordnung der Volksschullehrerbildung in Preußen) を公布。〈Weber, R. S. 259〉
- 7月30日 プロイセン邦において, 国民学校教員の職業的養成は, プロイセン邦文部省による規定に基づき行うことを決定。〔特別の教育アカデミーでの2年間の教育課程〕〈Weber, R. S. 241〉
- 8月27日 オルデンブルク邦 (Ordenburg) 政府, 暫定的な, 宗派別の教育課程において,

- 国民学校教員養成を行うことを公布。〈Gernot, P. S. 409〉
- 8月30日 イエナにおいて、AsL ライヒ会議を開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 455〉
- 9月2日 プロイセン邦文部大臣ベッカー、同邦国家予算委員会において、教員養成に関する新規定について報告。〈Weber, R. S. 293〉
- 9月2日 プロイセン邦議会において、中央党、宗派別教員養成を要求。
〈Weber, R. S. 295-296〉
- 9月4日～5日 ADB ライヒ会議が開催。〔SPD ハイデルベルク綱領を確認。〕
〈Stöhr, W. Band 1 S. 455〉
- 11月3日 プロイセン邦議会において、教育アカデミーの宗派混合を求めるDVPとDDPの提案を否決。〈Weber, R. S. 295〉
- 11月3日 チューリンゲン邦イエナ大学において、技術教員の養成を開始。
〈Heinemann, M. 1976 S. 308〉
- 11月13日 プロイセン邦議会、教育アカデミーにおける宗派別の国民学校教員養成を可決。
〈Gernot, P. S. 409〉
- 12月15日 プロイセン邦議会、3つの宗派別教育アカデミー（プロテスタント系：Erbing, Kiel, カトリック系：Bonn）と1つの宗派混合教育アカデミー（Frankfurt am Main）の設立を決定。〈Gernot, P. S. 64〉〈Weber, R. S. 137〉
- 1926年 1月13日 ライヒ教育制度委員会、「私立予備学校の廃止に関する方針」を締結。
〈Führ, C. S. 284〉
- 2月11日 ハンブルク大学委員会代表、新たな教員養成機関としての「上級学務局のみの監督のもとに置かれる、特別の教育インスティテュート」を拒否。
〈Gernot, P. S. 137〉
- 3月18日 ライヒ議会によって、ライヒ教育制度委員会に教員養成改革構想を委託。
〈Gernot, P. S. 67〉
- 3月26日 ライヒ教育制度委員会、教員養成法に関するSPDの提案を同党のこれまでの提案と一緒に審議することを承認。〈Bölling, R. 1978 S. 183〉
- 3月30日 バーデン邦（Baden）議会、国民学校教員の養成を宗派別の学術的教員養成所において行うことを可決。〈Bölling, R. 1978 S. 182〉
- 4月26日 ライヒ内務大臣クルツ（Külz, DDP）、ライヒ裁判所に、プロイセン邦における教育アカデミーの設置は、ライヒ憲法第174条違反と告訴。〈Gernot, P. S. 65〉
- 5月7日 プロイセン邦議会において、KPD、「新たな教育アカデミーは、古い師範学校と同じである。」と批判。〈Weber, R. S. 298〉
- 5月19日 ライヒ裁判所判決、メクレンブルク＝シュベールン邦での判決を踏襲。〔判決文：「ラントは、ライヒ憲法第143条第2項の実施のために発布されるライヒの法律によって初めて、教員養成形態を制限される。目下のところ、ラントはこれを自己の裁量で規制することができる。』」〈Heinemann, M. 1976 S. 275〉〈佐藤史浩45頁〉
- 7月22日 チューリンゲン邦において、教員試験規定を公布。〔国民学校教員試験の受験資格及び試験内容等に関する規定〕〈Heinemann, M. 1976 S. 303〉

- 10月 2日～5日 DNLBの会議が開催される。〈Heinemann, M. 1977 S. 314〉
- 10月 18日 ベルリンにおいて、GDV会議が開催。〔SPDが、ADB及びGDVを支援すべきことを明確化〕〈Stöhr, W. Band 1 S. 456〉
- 12月 20日 ハンブルク邦議会において、国民学校教員の養成を総合大学で行うことを可決。〈Gernot, P. S. 409〉
- 1927年 1月 19日 メクレンベルク＝シュベールン邦議会において、教育インスティテュートの大学水準(Hochschulniveau)への昇格を可決。〈Gernot, P. S. 225〉
- 1月 30日 マンハイム(Mannheim)において、南ドイツAsL会議が開催。〔ナッサウ(Nassau), ヘッセン(Hessen)等の代表者が、確実な宗派混合学校を強調。〕〈Wolfgang, W. W. S. 73〉
- 2月 26日 ライヒ議会において、「基礎学校及び予備学校の廃止に関する法律の変更に關する法律」を制定。〈Führ, C. S. 164〉
- 3月 15日 ライヒ教育制度委員会の開催を、SPDが提案。〈Gernot, P. S. 67-68〉
- 3月 22日 プロイセン邦議会、中等教育卒業資格を中間学校教員の要件とすることを公布。〈Heinemann, M. 1977 S. 145〉
- 4月 1日 ブラウンシュバイク邦議会において、国民学校教員の養成を工科大学において行うことを可決。〈Gernot, P. S. 409〉
- 4月 7日 ライヒ教育制度委員会、教員養成問題の撤回を速やかに決断するようライヒ内閣に表明。〈Heinemann, M. 1976 S. 276〉
- 5月 13日 ライヒ議会において、DDP・SPDの反対にも関わらず、教員養成問題の審議を延期することを決定。〈Heinemann, M. 1976 S. 276〉
- 8月 2日 テューリンゲン邦政府、国民学校教員の養成を大学以外もしくは大学付属のインスティテュートにおいて行うことを公布。〈Gernot, P. S. 409〉
- 8月 27日 AsL会議が開催。〔自由労働組合的態度への支持を表明。〕〈Stöhr, W. Band 1 S. 456〉
- 12月 19日 ライヒ内務大臣、国民学校教員の養成に、大学入学資格および、大学相当の形態での最低2年間の研究が必要なことを、教員養成法への態度として表明。〈Gernot, P. S. 68〉
- 1928年 1月 24日 ライヒ教育制度委員会、「私立学校の卒業証明の相互認定に關する協定」を締結。〈Führ, C. S. 57〉
- 1月 24日 ライヒ教育制度委員会、「ライヒ憲法第147条1項の実施に關する協定」を締結。〈Führ, C. S. 308〉
- 3月 2日～3日 第5回ライヒ教育制度委員会が開催。〔各邦における教員養成の状況について報告。〕〈Führ, C. S. 263〉
- 4月 30日 中間学校教員給与法を制定。〈Heinemann, M. 1977 S. 148〉
- 5月 20日 ライヒ議会選挙。総議席数491 (SPD 153, DNVP 73, Zentrum 62, KPD 54, DVP 45, DDP 25, NSDAP 12, その他 67)
- 1929年 1月 16日 ライヒ教育制度委員会、「ドイツ高等学校に關する協定の変更に關する協定」を締結。〈Führ, C. S. 289〉

- 4月11日 ライヒ教育制度委員会、「学校卒業証明における成績評価の統一に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 279〉
- 4月21日 NSLBが結成。〈Bölling, R. 1978 S. 125〉
- 4月24日 DLV, 大学入学資格と大学での3年間の研究が教員養成に必要とされるべきことを請願。〈Gernot, P. S. 68〉
- 5月22日～26日 中間学校教員組合, 従来の中間学校教員の資格制度の保持を要求。〈Heinemann, M. 1977 S. 145〉
- 5月25日～26日 マグデブルク (Magdeburg) において, AsL ライヒ会議が開催。〈Wolfgang, W. W. S. 36〉
- 12月28日 ライヒ教育制度委員会、「高等学校生徒の他邦への転校に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 282〉
- 1930年 3月23日 ベルリン教員会館において, DLV, 教育費削減反対の大示威行動。〈Bölling, R. 1978 S. 196〉
- 4月10日 チューリングゲン邦において, 「公立学校の設立に関する法律」を制定。〔グライル (Greil) による教育改革の結果を完全に放棄。〕〈Krause-Vilmar, D. S. 237-238〉
- 4月16日 チューリングゲン邦において, 「ドイツの危機と希望に捧げる学校での祈り (der deutschen Not und Hoffnung gewidmetes Thüringisches Schulgebet)」令を公布。〈Krause-Vilmar, D. S. 242〉
- 6月12日～14日 ゲルリッツにおいて, 社会民主主義及び共産主義的労働組合の連合会議を開催。〔統一的学校政策について論議。〕〈Stöhr, W. Band 1 S. 466〉
- 6月25日 プロイセン邦政府, NSDAP及びKPDに属する官吏の排除を表明。〈Krause-Vilmar, D. S. 269-270〉
- 7月2日 ライヒ内務大臣ヴィルト (Dr. Wirth) 召集の会議において, 「学校設立, 職業選択及び資格制度に関する原則」を公表。〈Führ, C. S. 261〉
- 7月3日 プロイセン邦政府, NSDAP及びKPDに属する官吏の排除を再度表明。〈Krause-Vilmar, D. S. 269〉
- 8月6日 ライヒ教育制度委員会, 「ライヒ憲法第147条1項の実施に関する新協定」を締結。〈Führ, C. S. 309〉
- 9月14日 ライヒ議会選挙 総議席数577 (SPD 143, NSDAP 107, KPD 77, Zentrum 68, DNVP 41, DVP 30, DDP 20, その他91)
- 12月1日 ライヒ政府, 第1次経済及び財政保障に関する緊急令 (1. Notverordnung zur Sicherung von Wirtschaft und Finanzen) を公布。〈Krause-Vilmar, D. S. 154〉
- 12月16日 ライヒ教育制度委員会, 「幼稚園教員及び保育所教員の養成に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 305〉
- 1931年 2月20日 チューリングゲン邦において, 「共産主義の破壊活動からの青少年の保護」令を公布。〈Krause-Vilmar, D. S. 245〉
- 3月25日 ライヒ教育制度委員会, 「大学入学資格の相互認定に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 57〉
- 3月26日 ライヒ教育制度委員会, 「民生委員の国家的認定の相互承認に関する協定」を締結。

- 結。〈Führ, C. S. 306〉
- 3月31日 ライヒ教育制度委員会, 「中等教育卒業資格に関する協定」を締結。
〈Führ, C. S. 285〉
- 4月1日 プロイセン邦において, 「教員候補生の養成に関する方針」を規定。
〈Bölling, R. 1983 S. 116〉
- 4月9日 チューリンゲン邦において, 「学校での邪悪な宣伝 (Gottlose-Propaganda) の禁止」令を公布。〈Krause-Vilmar, D. S. 246〉
- 4月15日 ブラウンシュバイク邦政府, 教員養成の教育科学部門のスタッフに関する干渉 (Eingriff) を明文化。〈Gernot, P. S. 409〉
- 6月5日 ライヒ政府, 第2次経済及び財政保障に関する緊急令を公布。
〈Krause-Vilmar, D. S. 156〉
- 7月4日 ライヒ教育制度委員会, 「工業教育施設の指定に関する協定」を締結。
〈Führ, C. S. 304〉
- 8月24日 ライヒ大統領, 国家財政保障のための緊急令 (sog. Dietramszeller Notverordnung) を公布。〈Bölling, R. 1978 S. 199〉
- 9月12日 プロイセン邦, 第1次節減規定 (Erste Sparverordnung) を公布。
〈Heinemann, M. 1976 S. 287〉
- 9月24日 チューリンゲン邦政府, 国民学校教員の養成期間の短縮を公布。
〈Gernot, P. S. 112〉
- 9月30日 プロイセン邦において, 同邦文部省, 「撤廃令」を公布。〔1932年4月1日までに, およそ7000人の国民学校教員の定員削減を指令。〕〈Bölling, R. 1978 S. 202〉
- 10月6日 ライヒ政府, 第3次経済及び財政保障に関する緊急令を公布。
〈Krause-Vilmar, D. S. 158〉
- 10月7日 ライヒ教育制度委員会, 「青少年指導員の養成に関する協定」を締結。
〈Führ, C. S. 306〉
- 10月24日 ライヒ教育制度委員会, 「1年制女学校に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 302〉
- 11月10日 第9回ライヒ教育制度委員会が開催。〔大学への入学制限について論議。〕
〈Führ, C. S. 270〉
- 12月8日 ライヒ政府, 第4次経済及び財政保障に関する緊急令を公布。
〈Krause-Vilmar, D. S. 158〉
- 12月23日 プロイセン邦において, 第2次節減規定 (Zweite Sparverordnung) を公布。
〈Stock, H S. 33〉
- 1932年 1月7日 ヘッセン邦政府, 国民学校教員の養成を行う教育インスティテュートを, マインツ (Mainz) だけにすることを公布。〈Gernot, P. S. 409〉
- 1月30日 ライヒ教育制度委員会, 「中等教育における外国語の教授に関する協定」を締結。
〈Führ, C. S. 303〉
- 2月11日 プロイセン邦文部大臣グリメ (Grimme, A.), 9の教育アカデミーの廃止を公布。
〈Weber, R. S. 136〉
- 3月8日 チューリンゲン邦において, 新たな教員試験規定を制定。〈Gernot, P. S. 114〉

- 3月19日 プロイセン邦文部大臣グリメ、教育アカデミーの廃止を8のアカデミーに修正。4月1日をもって廃止と公布。〈Weber, R. S. 136-137〉
- 3月27日 フランクフルトにおいて、第39回DLV代表者会議を開催。〈Krause-Vilmar, D. S. 170〉
- 3月30日～4月1日 ベルナウ (Bernau) において、AsL中央委員会を開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 467〉
- 5月17日～18日 ロストックにおいて、第40回DLV代表者会議を開催。〈Stöhr, W. Band 1 S. 467〉
- 7月 メクレンベルク＝シュペーリン邦において、NSDAP、政権を獲得。〈Gernot, P. S. 233〉
- 7月20日 プロイセン邦において、政府委員を通じ邦政府によって、教育アカデミー廃止が命令される。〈Weber, R. S. 140〉
- 7月31日 ライヒ議会選挙。総議席数608 (NSDAP 230, SPD 133, KPD 89, Zentrum 75, DNVP 37, DVP 7, DDP 4, その他33)
- 8月 テューリンゲン邦において、NSDAP、政権を獲得。〈Gernot, P. S. 116〉
- 11月6日 ライヒ議会選挙。総議席数584 (NSDAP 196, SPD 121, KPD 100, Zentrum 70, DNVP 52, DVP 11, DDP 2, その他32)
- 11月9日 ライヒ教育制度委員会、「2学年の商業学校における卒業資格の認定に関する協定」を締結。〈Führ, C. S. 286〉
- 11月27日 ベルリンにおいて、DLVの指導のもと、師範学校教員組合、ライヒ議会に対して大示威行動。〈Bölling, R. 1978 S. 218〉
- 12月17日 AFLD執行委員会、1933年4月8日に臨時大会を開催することを決定。〔ヒトラーの政権掌握により実現せず。〕〈Stöhr, W. Band 1 S. 474〉
- 1933年 1月30日 ライヒ首相にヒトラーを指名。NSDAP、ライヒ政権を獲得。
- 2月27日 ライヒ議会放火事件 (Reichstagsbrand) が発生。
- 3月1日 AFLD機関紙「人民の教師 (Volkslehrer)」が発行停止。〈Stöhr, W. Band 1 S. 475〉
- 3月5日 ライヒ議会選挙。総議席数647 (NSDAP 288, SPD 120, KPD 81, Zentrum 74, DNVP 52, DDP 5, DVP 2, その他25)
- 3月24日 ライヒ議会において、「全権委任法 (Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Staat) を制定。
- 4月7日 「官吏制度の再建に関する法律」をライヒレベルで制定。〔「アーリア人 (arier) ではない者」及び社会民主主義者の官吏からの排除を規定。〕〈Krause-Vilmar, D. S. 271〉
- 4月8日～9日 ライプツヒにおいて、NSLB大会を開催。〈Bölling, R. 1983 S. 136〉
- 4月10日 ザクセン教員組合、NSLBに編入。〈Bölling, R. 1978 S. 221〉
- 4月11日～12日 プロイセン教員組合、NSLBへの編入を決議。〈Bölling, R. 1978 S. 221〉
- 5月1日 プロイセン邦の教育アカデミー、教員養成大学となる。〈Weber, R. S. 140〉
- 6月8日 DLV, NSLBに編入。〈Stöhr, W. Band 1 S. 474〉

[参考・引用文献]

*注の付されていない政治的・経済的關係事項については、以下の文献を参考にした。

- アイク E. (救仁郷繁訳) 『ワイマール共和国史 1 1917-1922』 ぺりかん社 1983
 フィッシャー Y. W. (加藤栄一訳) 『ワイマールからナチズムへ』 みすず書房 1982
 林健太郎 『ワイマール共和国』 中央公論社 1963
 加藤栄一 『ワイマール体制の経済構造』 東京大学出版会 1975
 Kluge, Ulrich Die deutsche Revolution 1918/1919, Suhrkamp Verlag 1985
 望田幸男 『近代ドイツの政治構造』 ミネルヴァ書房 1972
 村瀬興雄 『ドイツ現代史』 東京大学出版会 1954
 Neumann, Sigmund Die Parteien der Weimarer Republik, 4 Auflage, Verlag W. Kohlhammer, 1977
 Rosenberg, Arther Entstehung und Geschichte der Weimarer Republik, Europäische Verlaganstalt, 1984
 上杉重二郎 『ドイツ革命運動史』(上・下) 青木書店 1969
 Zahlenbilder Volk und Staat, 20 Auflage, Erich Schumidt Verlag Berlin・Bielefeld・München 1989

*典拠史料・資料並びに参考文献

- Amtlicher Bericht Die Reichsschulkonferenz 1920, Verlag Deltev Auvermann KG-Glashütten im Taunus, 1972
 Becker, Carl Heinrich Kulturpolitische Aufgaben des Reiches, Verlag von Quelle&Meyer in Leipzig, 1919
 Becker, Carl Heinrich Die Pädagogische Akademie in Aufbau unseres nationalen Bildungswesen, Verlag von Quelle&Meyer in Leipzig, 1926
 Becker Hellmut/Hentig v. Hartmut (Hrsg.) Der Lehrer und seine Bildung Beiträge zur Überwindung einer Resignation, Klett-Cotta im Ullstein Taschenbuch, Frankfurt am Main, 1984
 Beckmann, Hans Karl Lehrerseminar-Akademie-Hochschule, Verlag Julius Beltz, Weinheim und Berlin, 1968
 Beckmann, Hans Karl (Hrsg.) Lehrerausbildung auf dem Wege zur Integration (Zeitschrift für Pädagogik 10. Beiheft) Verlag Julius Beltz・Weinheim・Berlin・Basel, 1971
 Bär, A. u. a. Gutachten über Pädagogische Akademien, Verlag von Julius Beltz in Langensalza, 1920
 Bölling, Rainer Volksschullehrer und Politik, Der Deutsche Lehrerverein 1918-1933, Vandenhoeck&Ruprecht, Göttingen, 1978
 Bölling, Rainer Sozialgeschichte der deutschen Lehrer, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen, 1983
 Breyvogel, Wilfried Die soziale Lage und das politische Bewußtsein der Volksschullehrer,

- 1927-1933, Eine Studie zur Gewerkschaftsfrage in der Volksschullehrerschaft (Monographien : Pädagogik ; Band 20) , Scriptor Verlag, Königstein/Ts.,1979
- Bungardt, Karl Die Odyssee der Lehrerschaft, Sozialgeschichte eines Standes, Hermann Schroedel Verlag, K·G, Berlin Hannover Darmstadt, 1965
- Cloer, Ernst Sozialgeschichte, Schulpolitik und Lehrerfortbildung der Katholischen Lehrerverbaende in Kaiserreich und in der Weimarer Republik, A. Henn Verlag·Ratingen·Kastellaun, 1975
- Dieter Neumann Tradition und Fortschritt in der Lehrerausbildung, Die Bildung des Lehrers im Kontext pädagogischer Theoriebildung, Verlag Julius Klinkhardt, Bad Heilbrunn/Obb, 1985
- Döring, Herbert Der Weimarer Kreis, Studien zum Bewußtsein verfassungstreuer Hochschullehrer in der Weimarer Republik, Verlag Anton Hain·Meisenheim am Glan, 1975
- Führ, Christoph Zur Schulpolitik der Weimarer Republik, Beltz Verlag, Weinheim, 1970
- Giese, Gerhardt Quellen zur deutschen Schulgeschichte seit 1800, (Quellensammlung zur Kulturgeschichte Band 15) , Musterschmidt-Verlag·Göttingen, 1961
- Gernot, Paul Lehrerbildung und Politik Eine Analyse der Auseinandersetzungen während der Weimarer Republik, (Erziehungswissenschaftliche Dissertationen) , Hamburger Buchverkschaft·Verlag Rainer Schulz, Hamburg, 1985
- Günter, Carl Heinz u. a. Geschichte der Erziehung, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin,1969
- Günter, Grünthal Reichsschulgesetz und Zentrumspartei in der Weimarer Republik, (Beiträge zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Partei Band 39) , Droste Verlag, Düsseldorf, 1968
- Herrlitz Hans-Georg/Hopf Wulf/Titze Hartmut Deutsche Schulgeschichte von 1800 bis zur Gegenwart, Eine Einführung, Athenäum Verlag, Königstein/Ts., 1981
- Heinemann, Manfred (Hrsg.) Sozialisation und Bildungswesen in der Weimarer Republik, Ernst Klett Verlag, Stuttgart, 1976
- Heinemann, Manfred (Hrsg.) Der Lehrer und seine Organisation, Ernst Klett Verlag, Stuttgart, 1977
- Hermann, L. Gukenbiehl Tendenzen zur verwissenschaftlichung der Lehrerbildung, Beltz Verlag, Weinheim und Basel, 1975
- Hohendorf, Gerd Die pädagogische Bewegung in den ersten Jahren der Weimarer Republik, Volk und Wissens Volkseigener Verlag Berlin, 1954
- Hohendorf, Gerd Der deutsche Republikanische Lehrerbund (Pädagogik Jg. 12) , 1957
- Hohendorf, Gerd Die Schulpolitik der Arbeiterklasse in der Novemberrevolution 1918 (Pädagogik Jg. 13) , 1958
- Hohendorf, Gerd Die Novemberrevolution 1918 und die Bildungspolitik der Arbeiterklasse (Pädagogik Jg. 23) , 1968
- Kittel, Helmuth Die Entwicklung der Pädagogischen Hochschulen 1926-1930, Hermann Schroedel Verlag, K·G, Berlin Hannover Darmstadt, 1957

- Kittel, Helmuth (Hrsg.) Die Pädagogische Hochschulen, Dokumente ihrer Entwicklung (I) 1926-1932, Verlag Julius Beltz·Weinheim, 1965
- Kittel, Helmuth Die Pädagogischen Hochschule Niedersachsens, HochschulVerlag·Freiburg, 1983
- König, Helmut u. a. Monumenta Paedagogica Band IV, V, (Kommission für deutsche Erziehungs- und Schulgeschichte der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin), Volk und Wissens Volkseigener Verlag Berlin, 1968
- Krause-Vilmar, Dietfrid Lehrerschaft, Republik und Faschismus, Beiträge zur Geschichte der Organisierten Lehrerschaft in der Weimarer Republik, Pahl-Rugenstein·Köln, 1978
- Lundgreen, Peter Sozialgeschichte der deutschen Schule im Überblick Teil II 1918-1980, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen, 1981
- Mahle, Hans Zur Schulpolitik und Pädagogik der KPD in der Weimarer Republik, Verlag das europäische buch, Berlin, 1974
- Müller, F. Sebastian Die Höhere Schule Preussens in der Weimarer Republik. Zum Einfluß von Parteien, Verbänden und Verwaltung auf die Schul- und Lehrerplanreform 1919-1925, Beltz Verlag·Weinheim und Basel, 1977
- 中山征一 ワイマール憲法「教育条項」の成立過程の研究—第1Preuß草案から憲法委員会案まで大阪成蹊女子短期大学研究紀要 第14号, 1977
- Nave, Karl Heinz Die allgemeine deutsche Grundschule, Ihre Entstehung aus der Novemberrevolution von 1918, Verlag Julius Beltz·Weinheim, 1961
- 太田和敬 ワイマール初期の学制改革—統一学校を中心に— 東京大学教育行政学研究室紀要 第1号, 1980
- Pretzel, C. L. A. Geschichte des Deutschen Lehrervereins in den ersten fünfzig Jahren seines Bestehens, Julius Klinkhardt, Verlagsbuchhandlung in Leipzig, 1921
- Reble, Albert Geschichte der Paedagogik, Klett-Cotta im Ullstein Taschenbuch, Frankfurt am Main, 1951
- Rudder, de Helmut (Hrsg.) Die Lehrerbildung zwischen Pädagogischer Hochschule und Universität, Verlag Julius Klinkhardt, Bad Heilbrunn/Obb, 1982
- Sandfuchs, Uwe Universitäre Lehrerbildung in der Weimarer Republik und im Dritten Reich, Verlag Julius Klinkhardt, Bad Heilbrunn/Obb, 1978
- 佐藤史浩 ヴァイマール共和国における教員養成制度改革に関する研究 東北大学教育学部教育行政・学校管理・教育内容研究室編 研究集録 第8号, 1977
- Schulz, Heinrich Der Leidensweg des Reichsschulgesetzes, Verlag von J. H. W. Dietz Nachf, Berlin, 1926
- Stock, Hans Integration der Lehrerausbildung in die Universität Chance oder Niedergang? Vandenhoeck&Ruprecht in Göttingen, 1979
- Stöhr, Wolfgang (Hrsg.) Lehrer und Arbeiterbewegung, Entstehung und Politik der ersten Gewerkschaftsorganisation der Lehrer in Deutschland 1920-1923, Band 1. 2, Verlag Arbeiterbewegung und Gesellschaftswissenschaft, Marburg, 1978

- Verhandlungen der verfassunggebenden Deutschen Nationalversammlung Band 326, 327, 328, 329, 334, 336, Stenographische Berichte, 1919, 1920
- Weber, Bernd Pädagogik und Politik von Keiserreich zum Faschismus, Scriptor Verlag, 1979
- Weber, Rita Die Neuordnung der preußischen Volksschullehrerbildung in der Weimarer Republik, (Deutsches Institut für Internationale Pädagogische Forschung Studien und Dokumentationen zur deutschen Bildungsgeschichte Band 26) , Böhlau Verlag Köln Wien, 1984
- Wittwer, W. Wolfgang Die sozialdemokratische Schulpolitik in der Weimarer Republik, Ein Beitrag zur politischen Schulgeschichte im Reich und in Preußen, (Historische und Pädagogische Studien Band 12) , Colloquium Verlag Berlin, 1980
- Wothge, Rosemarie u. a. Zur Pädagogik und Schulpolitik der KPD in der Weimarer Republik, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin, 1961

〈原語対照一覧〉

=ア行=

アカデミカー ……Akademiker
 一般的教育 ……allgemeinbildung

=カ行=

回章 ……Rundschreiben
 学術 ……akademische Lehrerbildung
 — 的教員養成 ……revolutionärer Betriebsrat
 革命協議会 ……Schulrat
 学校 ……Schulkonferenz
 — 委員会 ……Schulaufsicht
 — 会議 ……Rektor
 — 監督 ……Werkunterrichtslehrer
 — 長 ……Grundschule
 技術科教員 ……Gymnasium
 基礎学校
 ギムナジウム
 教育
 — アカデミー ……Pädagogische Akademie
 — 学部 ……Pädagogische Fakultät
 — 機関 ……Lehranstalt
 — 行政機関 ……Unterrichtsverwaltung
 — 専門学校 ……Pädagogische Fachschule
 — 制度委員会 (ライヒ議會) ……Ausschuß für das Unterrichtswesen

— 大学	……Pädagogische Hochschule
教員	
— 候補生	……Studierenreferendar
— 試験	……Lehrerprüfung
— 養成所	……Lehrerbildungsanstalt
— 養成大学 (1933年5月1日～)	……Hochschule für Lehrerbildung
— 養成法	……Lehrerbildungsgesetz
— 同盟	……Lehrerbund
— 協議会	……Lehrerrat
教職	
— の統一	……Einheitlicher Lehrerstand
芸術大学	……Kunsthochschule
研究	……Studium
工科大学	……Technische Hochschule
高等学校	……höhere Schule
高等裁判所	……Kammergericht
公布	……Erlaß
国家	
— 予算委員会	……Staatshaushalts-Ausschuß
— 事務次官	……Staatssekretar
— 社会主義教員同盟 (NSLB)	……Nationalsozialistischer Lehrerbund
— 社会主義ドイツ労働者党 (NSDAP)	……Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei
国民	
— 学校	……Volksschule
— 学校教員給与法 (プロイセン邦)	……Volksschullehrer-Dienstehkommengesetz
— 議会 (～1920年6月)	……Nationalversammlung
国務省	……Staatsministerium
= 実行 =	
執行委員会	……Geschäftsführende Ausschuß
実習学校	……Übungsschule
師範学校	……Lehrerseminar
— 予備学校	……Präparandenanstalt
社会民主主義教員同盟 (VsL)	……Vereinigen sozialdemokratischer Lehrer
社会民主主義的教員労働組合 (AsL)	……Arbeitsgemeinschaft sozialdemokratischer Lehrer und Lehrerinnen
宗教教授	……Religionunterricht
宗派混合教員養成	……simultane Lehrerbildung
宗派別教員養成	……konfessionelle Lehrerbildung

自由社会主義青年 (FSJ)	……Freie Sozialistische Jugend
上級学校局 (ハンブルク邦)	……Oberschulbehörde
商業学校	……Handelsschule
職業的教育	……Berufsbildung
私立学校	……Privatschule
新プロイセン教員組合	……Neuer Preußischer Lehrerverein
全自由勤労者同盟 (AfA-Bund)	……Allgemeiner freier Angestelltenbund
全ドイツ	
—— 官吏同盟 (ADB)	……allgemeiner Deutscher Beamtenbund
—— 教員組合 (ADLV)	……Allgemeiner Deutscher Lehrerverein
—— 教員新聞 (ADLZ)	……Allgemeine Deutsche Lehrerzeitung
—— 女性教員組合 (ADLV)	……Allgemeiner Deutscher Lehrerinnenverein
—— 労働組合同盟 (ADGB)	……Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund
全国学校会議	……Reichsschulkonferenz
総合大学	……Universität
—— での養成	……universitäre Lehrerbildung
=タ行=	
大学	……Hochschule
—— 相当の	……Hochschulmäßig
—— 入学資格	……Hochschulreife
—— 評議会	……Senat
男女共学	……Koedukation
中間学校	……Mittelschule
—— 教員組合	……Mittelschullehrerverein
中間官吏	……mittlerer Beamte
哲学部	……Philosophische Fakultät
徹底的学校改革同盟	……Der Bund Endshiedener Schulreformer
ドイツ	
—— ・ドイツオーストリア	……Verbandes sozialistischer Lehrer und Lehrerinnen
社会主義教員同盟	Deutschland und Deutscher-Oesterreiches
—— カトリック教員同盟 (KLVdDR)	……Katholischer Lehrerverband des Deutschen Reiches
—— カトリック女性教員組合 (VkdL)	……Verein Katholischer deutscher Lehrerinnen
—— 官吏同盟 (DBB)	……Deutscher Beamtenbund
—— 教員組合 (DLV)	……Deutscher Lehrerverein
—— 共産党 (KPD)	……Kommunistische Partei Deutschlands
—— 高等学校	……Deutsche Oberschule
—— 高等学校教員連盟 (DPhiV)	……Deutscher Philologenverband

— 国家教員同盟	……Deutschnationaler Lehrerbund
— 国家人民党 (DNVP)	……Deutschnationale Volkspartei
— 国民教員労働組合 (GDV)	……Gewerkschaft Deutscher Volkslehrer
— 社会民主党 (SPD)	……Sozialdemokratische Partei Deutschlands
— 師範学校教員組合	……Deutscher Seminarlehrerverein
— 自由教員労働組合 (FLGD)	……Freie Lehrgewerkschaft Deutschlands
— 女学校	……Deutsche Frauenschule
— 人民党 (DVP)	……Deutsche Volkspartei
— 大学会議	……deutsch Hochschultag
— 中間教員組合	……Deutscher Verein für das mittlere Schulwesen
— 中央党 (Zentrum)	……Deutsche Zentrumspartei
— 独立社会民主党 (USPD)	……Unabhängige Sozialdemokratische Partei Deutschlands
— プロテスタント教会委員会	……Deutsches Evangelisches Kirchenausschuß
— 民主党 (DDP)	……Deutsche Demokratische Partei
統一学校	
— 運動	……Einheitsschulbewegung
特別大学	……Sonderhochschule
=ハ行=	
バイエルン人民党 (BVP)	……Bayerische Volkspartei
プロイセン教員組合	……Preußischer Lehrerverein
プロイセン中間学校・高等女学校教員組合	……Preußischer Verein der Lehrer und Lehrerinnen an mittleren Schulen und höheren Mädchen Schulen
プロテスタント教員組合連盟 (VeLV)	……Verband evangelischer Lehrerverein
文化会議	……Kulturtag
分離養成	……Abseitbildung
邦 (ラント)	……Land
— 議会	……Landtag
— 税法	……Landessteuergesetz
補習学校	……Fortbildungsschle
本委員会 (ライヒ議会)	……Hauptausschuß
=マ行=	
文部省 (プロイセン邦)	……Ministerium für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung
— 文化局	……Kultusabteilung
=ヤ行=	

予備学校	……Vorschule
=ラ行=	
ライヒ	……Reich
——大蔵省	……Reichsministerium der Finanzen
——学校委員会	……Reichsausschuß
——学務局	……Reichsschulamt
——議会	……Reichstag
——給与法	……Reichsbesoldungsgesetz
——裁判所	……Reichsgericht
——参議院	……Reichsrat
——首相	……Reichskanzler
——青少年福祉法 (RJWG)	……Reichsjugendwohlfahrtsgesetz
——政府委員	……Reichskommissare
——大統領	……Reichspräsident
——内務省	……Reichsministerium des innern
——内閣	……Reichskabinett
——文部省 (1934年5月1日～)	……Reichsministerium für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung
労作教育	……Arbeitererziehung
労兵協議会	……Arbeiter- und Soldatenräte
=ワ行=	
ワイマール憲法	……Verfassung des Deutschen Reiches vom 11. 8. 1919

Entwicklung der Forschung von Lehrer in der Weimarer Zeit

Yoshihiro SAKAKIBARA

In diesem Aufsatz handle ich die Entfaltung des Studium von Lehrer während der Weimarer Periode. Es ist der Zweck dieses Aufsatz, im Fall Lehrer in der Weimarer Zeit, die theoretische und wirkliche Debatte gehabt, wie Lehrer beschrieben ist unterzusehen als ein Beispiel.

Lehrer Sein ist ein typisch Spiegel der 'öffentliche Schule' oder des 'öffentlichen Erziehungssystem'. Also viele Abhandlungen über Lehrer haben eine Tendenz daß Lehrer ist im Grunde niedergelegt von dem sozialen Charakter der 'System' Faktoren, die sind besonders politisches und ökonomisches Gebiet. Andererseits hat Lehrer aktive Eigenschaft. Der nimmt auf verschiedenerelei Weise an der Schulen und anderer Platz als 'öffentlicher Lehrer'. Jeder Lehrer lebt einem gewissen Grade mit die Subjektivität des Lehrers. In dieser Abhandlung möchte ich das Problem und die Methode der Ergriffen über Lehrer zu gliedern. Ich denke daß zahlreiche Forschungen dieses Thema in der DDR und der BRD nach dem zweiten Weltkrieg bringen klar über die Eigentümlichkeit der Lehrer Forschung.

Der Inhalt ist wie folgt.

- I Vorwort
- II Entwicklung der Forschung in Deutschland nach dem zweiten Weltkrieg
- III Situation des Forschung in Japan
- IV Fazit